

上陸許可

旨、右之者共能歸り申聞候。依之熟考仕候處、最早無程御下知到著可仕候。右等の次第にて、江戸表え相廻り候ては、甚不都合之上、御手数は勿論、格別御混雜之儀と奉存候儘、永井岩之丞申談、何れにも最前相達候通之儀に付、其頃合迄御下知待合候方可然、尤永日滯船相成、養生運動之儀、端船乗廻し而已にて差支候は、未御下知は無之候得共、不レ得止事之事情に付、奉行手限を以、上陸承届、文化度おろしや人之振合にて、木鉢之地所差免可申段、猶又右兩人を以爲ニ申達一候處、右之趣許容之上は、今より十日程之間は、出帆見合御下知相待可申旨申立候。依之明日場所一見爲仕、夫々取締向申付、上陸爲仕候積りに御坐候。乍去一旦申立候儀故、猶又出帆も難計、且此上十日餘にも及び御下知到著不仕候歟、又は追々隨意之義而已申立候得ば、何分申諭方も行届兼可申哉に奉存候儘、江戸表え相廻り候儀も難計奉存候儘、右書翰翻譯相添取計置候大要爲ニ御含一申上置候。尤

通辯は總て漂流日本人

最前申上置候通、惣て日本入通辯仕候儀にて、右之ものは、尾州名古屋之百姓にて、十六才之節漂流仕、當時唐國上海イキリス館に罷在候處、當節到來に付、乗組能越候趣御座候。是又爲ニ御含一申上置候。以上

寅八月七日

水野筑後守

我が措置の良好

スターリングの催求も、固より其の道理が無いでは無い。當時の長崎奉行水野筑後守は、幕吏中にて、先づ録々たる一人であつたから、其の機宜の措置に於いて、大なるぬかりは無かつたであらうと思はる。目付永井岩之丞も亦た幕吏中にては、頭角を露はしたる一人にて、兩人の申合にて、英將も略ぼ懐柔し得られたものと思はる。而して彼我の熟談は、遂に長崎に於て、日英條約の締結を見るに及んだ。スターリングの態度も、概して良好であつたが、我が水野、永井等の措置も、亦た見るに足る可きものがあつた。

英船乗組員と佐賀藩番卒

佐賀藩の
恐英

英艦乗員
の上陸

着買入を
求む

彼等の豪
語

文化辰年英艦長崎に亂暴し奉行を自殺せしめ、以て我藩に恥辱を與へたりし以來、我藩にては英國を以て西洋諸國中最も強情にして『がさつ』(粗暴の意)の國と云ひ做し、専ら之を憚りたりき。されば今度は戰場より來れるを以て、猶更殺氣を帯びて警戒を煩はすべしと注意したれど、高鋒前に碇泊して至つて溫和の態度なりしに二十日聊か衝突の事を生じたり。其日の正午比、本艦より六人乗り組みて、折節の干潮に長刀岩前のヒュー瀬へ漕ぎ寄せし一隻の端舟ありしが、一旦本艦に漕ぎ返りて再び來りし時はあたりは一面の干潟になりたりしを以て、其中の二人は上陸して天武器械らしき眼鏡を取り出せり。深堀の番船誰何すれども言語通ぜず、英人は却て、公役人が檢使に急告せんが爲め出で去りし後、深堀番船を招き、繪圖を示しつゝ日本語にて長崎、神ノ島、高鋒、四郎島、野母崎、高濱、三つ瀬、高島、香焼、小鹿倉、土井ノ頭、深堀、城下と咄す處に、舟を返して前四人は十二人の乗組となりて漕ぎ寄せ來りたり。かくて其中の一人は、同じく日本語にて着買ひたし、金は深山ありといひしかば、賣る着ばなしと答へしに、私は日本尾張國の御米船に乗り組みたる者にて、十六歳の時漂流し、漸く七年前薩摩まで連れ渡されたれど命に係ると申し聞かされ、據ろなくイギリス國へ歸れり。宗門所詰の妻の十八歳なるがある外、島原にも懇なる者一人ありと咄し、渡來の所用向を問へるに答へて、交戦中にオロシヤ船が逃走したるより、直に全艦隊を百七十艘と百三十艘との二手に分ちて追撃に向ひしが、その内より更に四艘當地に渡來せしめたるなり。總大將は本船にあり。此瀬に上りたる頭分の人が副將軍なり。自分は米方役を勤め居る者に

上陸の辭

て重ねて歸りたしと思はざるなりなどいひたりき。やがて公役人嘉悦孫三郎等の來るに及び皆さまバツテイラに御掛けなさい、と挨拶しむたりしに、更に檢使來りて、何故に無断にて上陸せられたるかとの問ひ合せたりしかば、さきの尾州御米船に乗り組み居たりと稱する者より、地續きならば揚らざれど此は満潮には海となる瀬なるを以て敢て差支なかるべしと答へ、更に檢使の尤もなり、左様の時は拙者などへ申されて上陸あるべし、最早用済みたるかと謂へるに對し、今日は濟みたり船がかく多數集つては、天文の考へは致されず、此上揚陸したき節は本船より印を立つるにより出張ありたし、段々御苦勞をかけたれど、以後も宜しく願ふなりと挨拶を述べて、一同端舟に乗り、夕七時半(午後六時前)比本船に歸りたりき。かくて他に異狀もなかりければ番船も引き還れり。此事は英船員の島嶼に上陸も爲さずして穩順に碇泊しむたることを證するものなるが、そは又一方に英國人をして、我領國法の苛察なるを切實に感知せしめたるべし。されど彼の艦隊を誇張してベトロバウロスタ會戦のそれに幾倍加するを告知せるは、亦我を威嚇する態度たるを免れず。

〔鍋島直正公傳〕

〔六五〕 長崎奉行と英國水師提督スターリ
ングとの第一回對話 (一)

對話始末

八月十三日(安政元年)英國水師提督スターリングは、長崎西役所に至り、長崎奉行水野筑後守、目付永井岩之丞と對話した。其の始末は左の通りである。

- 一 今日啖咭喇人西役所へ呼出し、筑後守、岩之丞其外役々出席、船將 其外一同罷出、双方とも立座にて、渡來後の安否相尋候處、相當之及ニ挨拶一ト通りにて休息所へ引取。

貳席目

筑後守

- 一 本國をしばらく以前に出船被_レ致、永々船中に被_レ居、退屈に可_レ有_レ之、當所え被_レ參候より一日も早く面會致度處、左様にも參兼漸今日面會に相成、大慶存候。

英將感謝

啖將

- 一 此度申立之一條は、大造なる事故、直に御返事も出來申間敷、夫故少々永引候儀は、何とも存不_レ申、永日此所に滞船いたし居、御奉行え甚御手数相成無_ニ差支_一難_レ有_レ存候。
- 此處え參り候て御奉行御深切に被_レ成下_一難_レ有、歸帆之上國王え申聞候は、於ニ國王も嘸歡可_レ申候。

筑後守

- 一 當地え被_レ參、永日滞船に就ては、何とか取扱もいたし進_レ度候處、國法も有_レ之、心に任せ兼、嘸不自由にも可_レ有_レ之處、念入候挨拶にて痛入候。

啖將

- 一 永滞船に相成候ても、更に不_レ苦儀に御座候。

筑後守

水野の挨拶

一 先達て被差出候書翰熟覽いたし（参照一〇）、被申立候義、大抵相心得候。先以啖咭喇之國王に於ては、其國の無事を被ニ心掛、ヨウロツバ諸州之泰平をおもわれ、諸事厚く被ニ取扱候趣、感じ存候。船將にも當所へ渡來之後、厚く國法を守り居られ候は、全國王の心志を請繼がれ候事と、是又感じ入候。

一 書翰の意味大要相分り居候得共、猶亦面語に委細承り度。

英將

一 只今此所にて御奉行に御目に懸り、書翰の趣等御咄申候様に相成、大慶に存候。以前差出候書翰之内、何ぞ分り兼候事も有レ之候は、被ニ御申聞候様致度候。

英將渡航目的申立

一 ブリタニヤの國に於ては、何も御國法相背候事は無レ之、ヨウロツバ軍事に付、此處へ参り候にて、別之儀には無レ之候。敵之船等に行合候節、沖廻りに居り候は、軍いたす爲に有レ之候。御國にて聊惡き事は不致、

水野の訊問

書翰をも持參らず、戦争等いたし候ては不宣。夫ゆへ以前申立置候事に御座候。

一 今日は御咄し出来不申候は、重て委細申上度、萬一此地え魯西亞参り居候節、軍いたし候ては、御國法相背き不宣候儘、是等も相伺申度候。

筑後守

一 只今被申候趣にては、兼て之書面とは意味少し違ひ候様にも存候間、此方にて心得候書面之趣意、一と通申述候様可致候。

一 魯西亞と戦争之事に付、何れの湊へなりとも船繋りいたし、薪水等之用辨を調度趣に相心得候處、ヲロシヤ船日本の地え参り居候は、追掛戦争に及び候事故、兼て其旨を斷置候ため而已に被參候と申事候哉。

英將

一 最前之書簡は荒増相認候に付、委敷事は無之、夫ゆへに御面會之上
 委細可ニ申上事に御座候。書面なりとも、口上なりとも譯柄可ニ申上候。
 スターリングの態度は、概して穩妥であつた。而して水野も亦た物慣れたる應
 對振りにて、此方にも何等一點の隙間は無かつた様だ。以上は相互の緒言とも
 云ふ可きものに過ぎない。

【六六】 長崎奉行と英國水師提督スターリ
 ングとの第一回對話 (二)

對話は尙ほ左の如く續いた。

筑後守

一 其方の趣意と、此方の心得と意味齟齬いたし候間、委敷儀は跡にいた

雙方意志
齟齬

し、先肝要の所を承り度、書翰の趣意にては、ヲロシヤの事に付、日本の
 湊え船を繋度と相聞候。日本海岸にて戦争に及び候とも、日本の國法を破
 ると申には無之、尤湊にては不_レ相成、沖合之事に可_レ有_レ之。

啖將

一 湊内え這入戦争をいたし候ては、何國にても、其國の法を背き候事
 ゆへ、日本にても同様に可_レ有_レ之存候。戦争之時には、ヲロシヤの船にて
 も、イギリスの船にても、湊に入用向相辨じ候事は、當然に御座候。沖合
 にて戦争いたし候得ば、疵を受、或は船の破損等も有_レ之候ゆへ、其節は湊
 へ入、疵養生は勿論、食物并船修復も不_レ致候ては不_レ相成、薪水野菜等
 も買入不_レ申候ては不_レ叶事に候。其上にて戦争に出申候。全此處え無
 理に押付参り候には無之、ヲロシヤ船穿撃之ために有_レ之、尤國命を請、
 役前之儀無_レ餘儀二次第に御坐候。御當所え参り候は、食物を調に參申候
 には無_レ之、ヲロシヤ事イギリスの商船を奪ひ、湊内へ参り候様成事有_レ之

英將眞日
的言明

候ては、其儘に難レ致、其爲參り候儀にて、公方様より御免出候哉と相待居、別儀に無御座一候。

此に至りて英將も其の本音を吐き出し來つた。

筑後守

港内戦争を禁す

米國を先例とす

一段々被ニ申聞一候趣にては、船將之心底も凡相分り候。ブリタニヤの船を繋ぎ度儀は、長崎外一个所位は極め置可申、何れの湊にてもと申儀は相成難く候。就ては場所取極無レ之候ては、薪水食物、亦是材木坏差遣候事も差支候。尤日本近き海上乗り廻り、并沖合におゐて戦争に及び候事は、此方にて構不申、湊内にて戦争等いたし候儀は不相成一候。日本側も亦た其の本音を吐き來る。要するに前に條約を結んだる米國を標準とせざる迄も、其の先例としたることは云ふ迄もなし。

啖將

一 素よりヲロシヤ船參り不レ申候得ば、外子細無レ之、ヲロシヤ參り居り候

得ば、何方へも參り申度、見捨置候儀は、何分難ニ相成一候。

筑後守

一 被ニ申聞一候趣尤に候得共、沖にて戦争に及び船損或は食料等調候爲、直に其近邊海岸へ參候ては、兼て用意も難ニ致置、其外差支有レ之、夫にては場所極め置不レ申候ては相成間敷候。

啖將

一 如レ斯禮義等相守居候事故、猶又書面にて委細可ニ申上一候。

筑後守

一 被ニ申聞一候通、書面にて委細可レ承候。只今之趣にては、意味入からみ、分り兼候處も有レ之間、書面可レ然候。

啖將

一 御奉行此度之事、自身にて御取扱候哉。江戸より御下知參り候哉。筑後守

書面差出を約す

奉行權限
の質問

- 一 御下知參申候。段々被ニ申立之趣可ニ取極一問、譯合分兼候處を
- 一 應承り、相分り候。上は、取極可レ申候。
- 一 御奉行取計にて此度之事出來候哉。
- 一 筑後守 出來申候。
- 一 明日書面差上可レ申、其上にて御奉行御存念次第能出、御目に懸り可レ申候。
- 一 委細致ニ承知一候。明日書面被ニ差出一候は、致ニ一覽ニ相分候。上猶亦面會可レ致候。
- 一 筑後守 是迄永き間、厚御深切之取扱を蒙難有候。
- 一 一度々厚き口上には痛入候。猶又何ぞ不都合之儀も候は、無遠慮可レ被ニ申出候。當所にて出來候儀は、取扱可レ進候。

此の如くして第一回の談話は了つた。要するに談判の調子は、双方共に極めて良好であつたことは、其の文句の上にも分明だ。

【六七】 條約締結に付て英將スターリングの書翰

既記(參照 六五、六六)の如く、スターリングは、長崎奉行水野筑後守と、第一回の談判の末、左の通りの書面を差出した。

九州之地 御奉行 水野筑後守様え

昨日(安政元年八月十三日)御直に承り候得ば、先月七日(閏七月十五日に當る)此方より差出候書面(参照一〇)之儀に付、御尋之筋も有之、尙我申立之儀に付、御決著出來候御任に御座候趣に候得ば、何卒右一件に付、御決著之御模様被仰示被下候はゞ、大幸之至候。隨て我軍船等能出候日本之港御差圖被下候得ば、我申立置候諸般之事柄之爲、都合能感荷之至に候間、此旨又爰に申立候。適當謹言。

以上は和蘭加比丹ドンクル・キユルシユスをして英文より蘭語に譯せしめ、それを日本譯したるものにて、文字妥當を缺くも、其の意味は、略ぼ明瞭だ。以下は則ち約定書の案文である。

約定書案
條第一箇

第一箇條

魯西亞の軍船及び其他の國々の軍船、此末大ブリタニヤと軍戰の事可有之候。然るに大ブリタニヤの軍船事、斯る場合の時に臨んで、此末の箇條に出候事柄に於ての外、矢張是迄之通、日本之湊に入候儀不ニ相叶一事に候

哉之事。

以上の意味を要約すれば、

出格之場合に臨んでの外、日本の港等は、以前の如く鎖關之事に候哉之事。

第二箇條

第二箇條

大ブリタニヤの軍船事、魯西亞の軍船及其他の國の軍船の如く、日本にて御定の御法御緩廣に相成、大ブリタニヤに、長崎の港及び何方歟の港入帆之儀、御免許に相成候哉。大ブリタニヤと其他の輩と合戰の時に當て、双方の内何れ歟破損の船修復等のため、或は軍戰に就ては、缺乏の品も可有之、夫等辨用之爲、前文之港々に入帆致し、凡十四日位は、其場所にて彼是都合いたし、或は双方分捕之品船等圍置候様之儀も可有之候事。

以上の意味を要約すれば、

大ブリタニヤ及び其他の國々の軍船の爲め、長崎之港其外開有之度、然とい

へども、其場所々々軍戦に關係無レ之様可レ仕候事。

第三箇條

第三箇條

魯西亞又は其他の國の輩、此末大ブリタニヤと合戦の事有て、日本の港渚に來るに及んで、第一箇條の事不レ叶歟、又は夫に付取計方も有レ之歟、或は此決定の第二箇條の事も不レ叶歟の時宜に臨んでは、他の軍團の敵船其港内に入在し居て、忽ち夫等の儀不レ叶方の船寡多に限らず、直に進退の事に及び可レ申候。扱ブリタニヤの軍船又は其他の國の軍船たりとも、相互に合戦は致せども、日本の其所々の首長御免許無レ之に於ては、決して其場所にて戦闘に及び候儀不レ仕義に御座候事。

附 日本港渚に來るの趣意は、軍戦に付、欠乏凌之爲に候事。

以上の意味を要約すれば、

前兩條の不レ叶様の事無レ之爲之用心にして、日本の港々にて、外國人相互に戦闘の儀御禁制の趣に付、斯相記候事。

第四箇條

第四箇條

大ブリタニヤの軍船、日本の港渚に能出るに及んで、漸々申立候通、其御國の法度に隨ひ候儀は顯然の事に候。雖然御通信有レ之候。國之船々の輩士官其外之人物我等とは御差別有レ之、右は何國の人といへども、人は人にて、矢張同様に有レ之候得ば、他の御通信有レ之候。國の船士官其外之人物に御免許に相成候事は、矢張我等の方にも御免許に相成廉々可レ有レ之候事。

以上の意味を要約すれば、

能出候港渚御法度の通、大ブリタニヤの者共は相守可レ申候。隨て大ブリタニヤの者共事、他の國の軍船同様の御取扱振可レ有レ之候事。

第五箇條

第五箇條

此談決之儀、曆數千八百五十五年九月一日（注略）（安政二年七月二十日）迄之定にて、尙追て右等之儀に付、此度當長崎にて談判之儀、或は箇條増候歟、必改候事も有レ之歟、右一件に付ては大ブリタニヤの女王詔して事

を托し、候人物等能出、彼是御相談に及び、日本國帝と大ブリタニヤ女王との趣意に付、其任を蒙り罷出可申事。

右談決之儀に付ては、フランス國帝事も同意に可有之、右國帝は、當時の軍戦一件に付、エケレス女王と同盟の國に御座候事。

右談判一件に付ては、フランス國帝よりも、其任を蒙る輩一人歟、又は一兩輩も差越候儀可有之候事。

以上の意味を要約すれば、此度談決の趣意相守候時期の事、フランス軍船の事、推考一件。

右書簡の目的

である。要するに此の書翰は、一般的に日英條約の締結を要望するにあらずして、目下の英佛對露國との戰爭中に際して、日本港灣に於ける英國の立場を有利ならしむ可く、豫じめ日本との諒解を得る方便に外ならない。而して同盟軍の佛國に於ても、英國同様の利益に均霑す可きは勿論の事なれば、此の一件に付ても、豫じめ日本に其の先容を爲せるものであらう。

【六八】 長崎奉行と英國水師提督スターリングとの第二回對話 (一)

水野忠徳返簡

長崎奉行水野筑後守は八月十四日(安政元年)英國水師提督スターリングの書翰(參照 六七)に對して同八月十八日附にて、左の通り返事を與へた。

第一箇條

第一箇條 港を開く之儀、全薪水食糧其外船中缺乏之品を辨じ、又は破船修覆之爲とあれば、所を定て入帆差免すべし。戰爭の爲の故とありては、承り届がたし。

第二箇條

第二箇條 當時貴國と魯西亞と戰爭あるが爲に、港を開き度とあれど、日本に於ては、海外萬國素より敵なし。しかるを今戰爭に依て、港を開く時は、魯西亞に限、其餘の國々を貴國の爲に、新に日本の敵となすの道理にて、是より日本

に戦争起り、數多の人人災にかゝる事は然なれば、諸國の平安を旨と致さるゝブリタニヤ王に於ても、亦惡まるゝ所なるべし。戦争之爲に開く港になき上は、敵より取得る所の品、又は船等圍置事なしがたし。如何にも條理明白だ。

第三箇條

第三箇條

港を開くの趣意、前に述べたる如くなれば、たとへ敵船と逢ふ事あるも、已に書面に述らるゝ如く、港内は勿論、日本の地方近き沖合にて、戦争は不相成候事。

堂々と局外中立の立場を昭明す。

第四箇條

第四箇條

港内に入ては、日本の法を被守之旨は、當然なれども、何れの國にても、取扱振同様に有度と之旨は心得がたし。其譯は書面にも申さるゝ通り人は人にて、何國も同様なれども、親子と他人との差別有ごとくなれば、已に通商

するの國と、左なき國とは其品かはるべし。通商國と然らざるものとの區別は固より當然の事である。

第五箇條

第五箇條

右等之條々承知被致之上は、今より後日本の東西、長崎と箱館との兩港へ船を寄るを定むべし。此後箇條を増、又は改むる事もあるべし。と、書面に見ゆれど、已に政府之命を請定る上は、たとへ此上女王の使節來るあるも此大綱はかゆる事なし。

嘉永七甲寅年八月十八日

以上の箇條書は、事理分明、文意直截、當時の外交文書中、罕に見るところである。何人が起草したるかは知らぬが、長崎奉行水野忠徳が、幕末に於ける能吏の一人であつたとは、此を以ても判知するに餘りある。尙ほ同日長崎西役所に於て、スターリングと、水野及び目付永井尙志(岩之丞)の間に、第二回の會見があつた。

第二回會見

嘆將

一 先刻被遣候御書付(前掲の箇條書)之趣、委細承知仕候。可相成は右書付エケレス語に、御直し被遣候様致度候。

筑後守

一 エケレス語には出來不申、阿蘭陀文字にては如何可有之哉。

嘆將

一 阿蘭陀文字にて宜敷御座候。

筑後守

一 致ニ承知候。阿蘭陀語に致し候をも、差進可申候得共、先刻之書面は意味相分候哉。若分兼候義も有之候は、猶又具に可申聞候。

嘆將

一 荒方は相分り居候得共、可相成一儀に候は、阿蘭陀文字を相願候。

筑後守

戦争の爲
絶の開港拒

長崎箱館
船繋許可

哉

嘆將

一 阿蘭陀語にて認可遣儀は致ニ承知候。戦争之爲に、港を開き候事は、難ニ相成、薪水食糧之爲に候は、港を可極との趣意は相分り候哉。

筑後守

一 先刻之御書面に有之候長崎、箱館貳箇所へ船繋之儀は致ニ承知候。

筑後守

一 右貳个所は差免候。夫は薪水野菜船修覆之爲之事に候。

嘆將

【六九】 長崎奉行と英國水師提督スターリングとの第二回對話 (二)

一 兩處(長崎、箱館)之港御免之儀は、致し承知候得とも、戦争に付ては出来
不申候哉。

筑後守

一 先刻も申聞候通り、戦争に付差免候ては、萬國皆敵國に相成候事
故出来不申候。外用辨之爲ならば、長崎之儀は明日よりも差支無之、箱館
之方は、此度之儀、其地之奉行承知之上ならずは、其方の船参り候ても差
支候間、其地之奉行承知之後、船を寄らるべし。船の損じ食料之不足に及
び候儀、戦争にても難風にても、此方にては、其處へ出會す譯はしらぬ
事故、渡來之上、全其船中不足之薪水食料を辨じ、又は破船修復之爲とあれ
ば、差支無之候へ共、戦争之爲と被し申立候ては難に相成候。
如何にも事理に適したる答辯だ。

啖將

一 委細承知仕候。戦争に付て不に相成御趣意得と相分り候。委細御

戦争の爲
の使用禁
止

約定書取
替申出

免之趣は、御書面にて被下候様致度候。

筑後守

一 尤に存候間、此後違變無之様書面に認、双方爲に取替置可申候。
啖將

一 御差圖相成候廉、又は不に相成廉、御書付にて承度、一覽之上異存
無之候は、唯今にても取極可申候。

筑後守

一 取極尤に候。然る上は一と先退座いたし、約定書認め見せ可申哉。
是にて被承候哉。

啖將

一 今日と申候ても、差掛り候間、御都合次第阿蘭陀語に御直し被下
候は、其上にて堅く御約定申度候。

筑後守

一 被ニ申聞一候 通差 免候 廉々取極、阿蘭陀語に致遣し可申候得共、今其大要を申聞候 様可致候。

一 致ニ承知一候。御差圖之内、不得心之處有レ之候は、猶又可ニ申上一候。

許可條項

筑後守

一 此度船將渡來に付、自分と御目付と面會いたし、政府の命を請て、取極之上は、薪水 食糧又は船修復之爲、長崎と箱館との二個處へ船を寄、用辨之儀は承り届候。

一 右二個處取極候 上は、全難風に逢、船を損じ漂流致すの外、他の港へ船を寄候 事難ニ相成一候。

啖將

一 軍船計りに無レ之、商船も長崎箱館へ船繫致し不レ苦候哉。

箱館繫船許可期

一 薪水 食糧船破損等にて渡來なれば、商船にても不レ苦候。

一 既に取極候 上は長崎は明日にも差支無レ之候 得共、箱館は此度之儀江戸表へ申上、其上箱館奉行へ被ニ仰渡一無レ之内被レ參候ては、不都合故、船將當所出帆之日より五十日も相立候 後、船を寄せらるべく候。

一 右貳个處の港に相究候 上は、此度之船將之通、其場所々々にて、日本之國法を相守可レ被レ申、若國法を背き候 儀有レ之候は、渡來差止め可レ申候。右貳个處之湊へ參り候 船之内、水夫其外國法を背候 者有レ之は、軍船は其船將、商船は其船主より屹度糾明致さるべし。

一 右之通に取極候 上は、エケレス船と偽り、外船渡來 難レ計候 間 兼て證據可レ被ニ差出一候。

但船印には無レ之、證據と可レ成印符之類、差出置可レ被レ申候。

此事をして嘉永六年の初にあらしめば、如何に異常の事件である可きよ。然も此の如く尋常一様の事として取扱はれたるは、如何に最近一箇年間に、我國に

日本風氣の推移

於ける風氣の推移を想ふ可きよ。若夫れ國法違反者の糺明を、彼國の船將、船主に委任したるは、此れは他日に於ける領事裁判、治外法權の備を作りたるもの。然も此れは鎖國以前、徳川氏始祖の行ちたる法度、亦た此の通りであつたとすれば、強ち怪しむ可きではあるまじ。

【七〇】長崎奉行と英國水師提督スターリ

ングとの第二回對話 (三)

談判は英國船の證として、印符を出す可しとのことだ。

英船印符
差出しの
事

啖將

一 エグレス船は、英吉利政府の判持居候間、決して紛れ無レ之候、筑後守

一 貳个處湊に、兼て合印無レ之候。ては、此方にては紛れ無しと申事分り兼候故、合印差出可レ被レ申候事。

啖將

一 英國には商船計も三十萬艘程も有レ之、何方より参り候ても判無レ之候得ば、海賊に取扱候故、其所々之頭役より合印を渡し、大筒其外積高等認め有レ之候。其合印は、所々の頭役によりかわり候故、夫を取捕へ差出置兼候。

筑後守

一 日本の船も夫と同様、其所々之役所之印を持居候得共、エグレスの諸頭役の印、此方に分り不レ申儀は、日本の印は、エグレスに不レ分と同様故、船將勘考被レ致、何と歎證據の合印定可レ被レ置候。

啖將

一 證據之合印、何分只今差支候故、其處勘辨有レ之候様致度候。

筑後守

一 致ニ承知一候。其方にてても得と勘考之上、追て可被ニ申聞一候。

一 只今之通約定取極候上は、此後外々之船將被レ參候節も、此度之約定は双方とも改不レ申様可致候。

啖將

一 右之通にて宜御座候。書面取替せ之儀相願候。外に一つ之願有レ之候。

筑後守

一 承り可レ申候。

啖將

一 若此末外國の船の爲に、右貳个處之外、湊を御開き被レ成候節は、エゲ

最惠國條

彼は蚤くも最惠國條款の利益分配に参加すべく申し出た。

款申出

筑後守

一 今日より後、外國之船參り、貳个處之外、差免す事あらば、エゲレスも

同様差免之儀、承り届候。

是れ固より當然の事。

啖將

一 此度假に船將より取極之書面差出置、追て國王之書面持參可致候。

筑後守

一 尤事致ニ承知一候。

啖將

一 御奉行御都合次第書面被レ遣可被レ下候。此方にてはいつにても不レ苦

候。

筑後守

一 致ニ承知一候。阿蘭陀語翻譯手間取可レ申、明日出來兼候はば、明後日にも

又一箇條
要求

可ニ差進一候。其方よりも可レ被ニ差出一候。此の如くにして、第二回の談話を了へた。而してスターリングは、十月十二日（我が八月二十一日）附にて、長崎奉行に當て一書を與へたが、そは奉行より指示したる四個條（參照 六八）以外に、更らに第五個條として一個條を加ふることであつた。其の要目は左の如し。

一 第五個條之儀は、必 大切之儀に有レ之候。日本に於てブリタニア人御取扱 アメリカ其他の異國人に相劣り 候儀も有レ之候はゞ、エゲレス士官右取極書に調印いたし 候儀不ニ相成、エゲレス政府に於ても承引いたす間敷 候。

一 右取極之儀、申立通りに相整 候はゞ、大ブリタニヤと日本との信義急度永續可レ致 候。

また船符

とある。勿論英人の立場としては此れは當然の事であらう。尙ほ八月廿二日附にて、スターリングは、英船印符の件に付、左の如く述べて

の事に就

居る。

九州之地 御奉行 水野筑後守様え

先日御逢之節、尙又一昨日被ニ仰渡一候 御政府之御趣意之旨、左之通承 知仕 候。

一 日本之湊へ參候 船々ブリタニヤたるの印符之儀は、印紙を以證し可レ申、右印紙之内、一紙は日本港々の御役人へ御見合の爲差出置可レ申候。將又ブリタニヤ之者共、日本之御法を犯さざる爲の規定之儀は、ブリタニヤ政府より相達可レ申、右御奉行所之御趣意は、何れ大ブリタニヤ女王之政府に具に申達 候様可レ仕 候。左候はゞ、究て早速其儀取 計可レ申儀と奉レ存 候。適當謹言。

此の如くして彼我の意志は、互に能く疏通し來つた。

【七一】長崎奉行と英國水師提督スターリングとの第三回對話 (一)

英將渡來の目的

元來スターリングは、日本と條約締結を主として來りたる乎。若しくは露國との戰爭に付て、機宜の措置を做すべく來りたる乎。少くとも其の當面の仕事は、後者であつたと思はる。然も日本に於ては、條約國と否條約國との差別待遇をなし、何は扱て置き、條約を締結する必要を認め、此に於て専ら此事に力を竭すこととなり、茲に數回の談判を長崎奉行と累ぬることとなつたものであらう。

第三回會見

八月廿三日、西役所に於て、長崎奉行水野筑後守、目付永井岩之丞は、英國水師提督スターリングと、第三回の會見をして、日英和親條約に就て談判した。

初席對面双方安否相尋

武席船將其外士官へ被下物之義申渡之廉而已

三席目

筑後守

約定書相違の件

一 昨夜被差出候約定書(參照 七三)一覽之處、此方より遣候書面とは少々相違之廉々も有之候間、其個條相尋申候。

一 可承之候。

筑後守

入用品の意味

一 一个條目之内、薪水食料其外船中入用品之品々何に不限と有之候得共、此方より申遣候書面には、船中必要之品と申儀にて、入用と認候ては、少々意味違候。乍然翻譯違にも可有之哉、其方之存意承度候。

一 船中になくてならざる品と申事に付、入用と認申候。

第十一章 七一 長崎奉行と英國水師提督スターリングとの第三回對話(一) 三六七

筑後守

一 無くてならざると申事に候はば、日本にては必用と認め不申候ては、分り兼申候。船中入用品と認候ては、意味廣く相成、餘分之品迄も相求候如くに相聞へ候。

嘆將

英將改訂承諾

一 左候はゞ、直し候ても宜御座候。船になくはならぬ入用と認候て宜候哉。

筑後守

一 夫にて宜候。奉行御目付共面會之上、承候事故、船將之存意は相分り居候得共、書面は江府え差遣候に付、此場に不携向故、右之文面にては、此方にては意味相分り兼候間、及談事にて候。

嘆將

一 御談之通可ニ相認一候。

日本國法の件

筑後守

一 二个條目は宜候。

嘆將

一 二个條目御國法之趣は、別に御書取被下度候。

筑後守

一 此度國法之個條を認渡候様との事に候哉。

嘆將

一 國元へ罷歸、船々へ申通じ、日本之御國法爲ニ相守可申候得共、此後御奉行にも御認置被下、エゲレス船々參り候節、右御法相守候様被仰渡一被下候様致度候。

筑後守

一 委細致ニ承知一候。認置可ニ申渡一候。其方に於ても、猶急度申渡候様可被致候。

一 三个條目書面之趣にて意味は相分り居候得共、此方にては難風に逢、破損の船にてなければ、兩湊の外え渡來不ニ相成一旨認遣候處、其方にては、難風に逢候得ば、何方へも被レ參候由に認有レ之文面表裏に相成居申候故、書面江戸表へ差上候て兩湊の外えも船繋差免候様に相聞紛敷可ニ相成一候。漂流之外、其他之湊えは船を寄る事はならぬと認可レ申候。

一 嘆咭喇詞故前後いたし候得共、おなじ心持にて候。

一 おなじ心持に候はゞ、夫にても宜候。

一 四个條目、五个條目共、書面之通にて宜候。

一 委細承知いたし候。

此の如く談判は極めて順當に相ひ運んだ。

【七二】 長崎奉行と英國水師提督スターリングとの第三回對話 (二)

筑後守

一 六个條目此度取極候約定は、此後エケレス船渡來之節、船將替り候共、改替へぬ事と申儀認落有レ之候間、書入可レ被レ申候。

一 承知仕候。別に七个條え書入候ては如何有レ之候哉。

一 何れにても右之文言認入候得ば宜候。

一 向後約定はかへぬと認候て宜候哉。

筑後守

約定變更せぬ事

約定書調印の事

一 改かへぬは勿論に候得共、今の船將の外、他の船將参り候ても、改不申旨に認可レ被レ申候。

一 今度約定は、末代までの事に付、此後エケレス國より高位の士渡來候とも、此約定は決して改不申候趣に認め宜御座候哉。

一 其通にて宜候。此間相渡置候約定書付持参候はゞ、日限等書入調印之上、可ニ相渡、若今日持参無レ之候はゞ、是より取に遣候ても宜候。

一 委細承知仕候。

一 先日御渡しの御約定書へも、私方より差出候通り、箇條を増御認可レ被レ下候。

一 認直し可遣候。

一 船將より約定書七箇條に認直し、調印之上差出す。書面得と一覽の上、石にて宜旨及ニ返答一候。

一 此後渡來之船は、啖咭喇たるの印符之儀は、約定添書に調印致し渡候儘、其方よりも調印致し可レ被ニ差出一候。

一 其方の横文字書面えは調印いたしがたく候。此方にも日本字の方へ調印不爲レ致候間、双方同様之事にて候。

一 委細承知仕候。

一 先日御渡しの御約定書へも、私方より差出候通り、箇條を増御認可レ被レ下候。

一 認直し可遣候。

一 船將より約定書七箇條に認直し、調印之上差出す。書面得と一覽の上、石にて宜旨及ニ返答一候。

一 此後渡來之船は、啖咭喇たるの印符之儀は、約定添書に調印致し渡候儘、其方よりも調印致し可レ被ニ差出一候。

船印符の事

一 改かへぬは勿論に候得共、今の船將の外、他の船將参り候ても、改不申旨に認可レ被レ申候。

一 今度約定は、末代までの事に付、此後エケレス國より高位の士渡來候とも、此約定は決して改不申候趣に認め宜御座候哉。

一 其通にて宜候。此間相渡置候約定書付持参候はゞ、日限等書入調印之上、可ニ相渡、若今日持参無レ之候はゞ、是より取に遣候ても宜候。

一 委細承知仕候。

一 先日御渡しの御約定書へも、私方より差出候通り、箇條を増御認可レ被レ下候。

一 認直し可遣候。

一 船將より約定書七箇條に認直し、調印之上差出す。書面得と一覽の上、石にて宜旨及ニ返答一候。

一 此後渡來之船は、啖咭喇たるの印符之儀は、約定添書に調印致し渡候儘、其方よりも調印致し可レ被ニ差出一候。

一 其方の横文字書面えは調印いたしがたく候。此方にも日本字の方へ調印不爲レ致候間、双方同様之事にて候。

一 委細承知仕候。

一 先日御渡しの御約定書へも、私方より差出候通り、箇條を増御認可レ被レ下候。

一 認直し可遣候。

一 船將より約定書七箇條に認直し、調印之上差出す。書面得と一覽の上、石にて宜旨及ニ返答一候。

一 此後渡來之船は、啖咭喇たるの印符之儀は、約定添書に調印致し渡候儘、其方よりも調印致し可レ被ニ差出一候。

一 承知 仕 候。先日差上 候。分御渡可被下 候。調印可致 候。

則 御渡直に調印差出す。

一 御約定書今日御認直し御渡には相成間敷哉。手間取れ 候。ても宜 候。

筑後守

一 承知いたし 候。一體は其方より之書面蘭語に直し、和解出來熟覽之上

にて相渡し可申事に候得共、只今被ニ申聞一候。趣にて、文意も大凡は相分

居 候。に付、直に相渡 候。乍然和解出來之上、若相違之處も有之候は

猶又可及レ談 候。

噴將

一 御奉行より之書簡出來 候。迄相待可罷在、且蘭語之分をも添御渡有レ之

度 候。

筑後守

一 致ニ承知一候。蘭文は今日出來兼 候。間、明夕迄に差遣可申 候。

日本調印
拜見の希

噴將

一 日本の約定書へ御調印被レ成 候。處を拜見致し度 候。

筑後守

一 致ニ承知一候。其方よりも、只今席上にて調印差出し 候。事故、此方にて

も同様調印可ニ相渡一候。一旦退座致、書面出來候はば、此席に罷出調印可

レ致 候。

斯くて四席目には、左の如く一切が埒明いた。

此方約定書並添書共出來之上、又候出座、一通り讀聞せ 候。處、宜旨

申 候。に付、直に兩人(水野筑後守、永井岩之丞)調印致相渡す。

筑後守

最初差出
書簡の事

一 最初差出 候。書簡は(參照 一〇)戦争之爲に船繋を被ニ差免一度と有レ之 候。

處、追々談判にて取極 候。趣は、全薪水食糧 缺乏之品、並船修復の爲故、

此書面有レ之 候。ては、却て間違にも相成 候。ては不 宜 候。間、差戻し度

候○

如何にも好辭令、如何にも調子好く、わが所見を陳述してゐる。

嘆將

一 御尤には候得共、此書簡之事は、國王えも申遣し置候事に付、先御請取置被下度、尤不用に相成宜候○

筑後守

一 國王え申遣はし候得ば、尤之事に付、此方へ請取置候迄にて取用申問敷候○

嘆將

一 致ニ承知一候○

筑後守

一 國王承諾之上は、約定之書面蘭文も添持參可被致候○

嘆將

一 委細承知いたし候○

一 段々御約定之儀に付、御書簡御渡遣に落手仕候○此上は日本は嘆咭喇と心易相成可申候○

筑後守

一 其方より差出候書簡添書とも遣に落手致被申聞一候通、是よりは折々船も參り候て面會いたし候事も可有之候○

嘆將

一 此度之御約定願之通相成候上は、ブリタニヤ國は、日本國と信義厚く相成候○

筑後守

一 從レ是も同様にて、此度之約定之趣、永々かへざる様可致候○

嘆將

一 猶又御禮申上候○此度約定取極候に付、御奉行御目付共御手數に相

英船出帆
期日の事

成、別て難有存候。

筑後守

一 度々厚口上にて候。今日約定書も相濟候上は、定て近々出帆も被

致候事と存候。何頃候哉承度候。

嘆將

一 出帆之事は只今水をつみ入居候間、今より四日も過候は、出帆致可

申候。

一 此後英吉利之船渡來致候節は、薪水等如何にいたし宜候哉。

筑後守

一 致ニ承知一候。駁と取極置、差支無レ之様取計可遣候。

此の如くして日英の最初の條約は成立した。固より最も簡單のものではあるが、

此れが日英間に取結ばれたる最初の條約である。

【七三】 最初の日英條約

條約本文

今ま茲に安政元年八月二十三日、長崎に於て調印したる日英最初の條約文を掲ぐれば、左の通りである。而して右は一箇年の後、即ち安政二年八月廿九日同所に於て批准書交換せられた。

約文

長崎箱館
開港

此度大貌太利泥亞王國之軍船ウキンセストル之總督ヤームス・スタイルリンギに相會し、長崎奉行水野筑後守、御目付永井岩之丞、大日本帝國政府之命を請、薪水食料等船中必用之品を辨じ、又は破船修理之爲め、肥前之長崎と松前の箱館との兩港に、貌利太利泥亞國之船を寄ることを差免す。

一 長崎は今より其用を辨じ、箱館は、此港退帆之日より五十日を経て、船を寄すべし。尤其地々々の法度に從ふべし。

一 難風に逢ひ、船損せずして、右兩港之外へ、猥に渡來不相成一事。

- 一 此後渡來之船、若日本の法度を犯す事あれば、右之兩港に來るを禁ず。
- 船中乗組之者法を犯さば、其船將屹度其罪を糺すべし。
- 一 此度約する兩港の外、今より後外國へ差免す事あらば、其國同様貌利太泥亞船民をも可取扱一事。
- 一 右之通決定之上は、尙大日本國帝と大貌利太泥亞女王と承諾之旨、委任貴臣の書面、今より十二个月中に、長崎に於て取替可申事。
- 一 右之條件政府の命によりて、定むる上は、此後渡來之船將かはるとも、此約はかはる事なし。

嘉永七甲寅年八月二十三日於長崎鎮府定之。

水野筑後守書判
永井岩之丞書判

約條添書

- 一 長崎箱館の兩港へ向後渡來之船々貌利太泥亞たるの印符、此度船將定め難きによりては、女王に申て、かさねて持來らるべし。

嘉永七甲寅年八月二十三日

水野筑後守書判
永井岩之丞書判

英文の重譯

以上が日本文の原書だ。尙ほ前に英文を蘭語に譯し、それを更らに日本文に譯したるものがあるが、それは内容に於て、全然同一なれど、文字に於ては、前文と多少詳略の差があり、其の意義寧ろ前文に比して、詳明であるから、更らに之を掲ぐることにする。

日本の港内に貌利太泥亞の船々入帆免許の規定取極
東印度并其近海に於てブリタニヤ女王の船々總督リツドル・スコウト・ベ
イ・ナクト(官名)ヤームス・スタイルリンキ(人名)と此一件取極の事を、日

本國帝より命せられ候長崎御奉行水野筑後守、長崎御目付永井岩之丞との談決左之通に有レ之候。

第一箇條

一 肥前長崎并松前箱館之兩港貌利太泥亞船の爲めに開候は、船修覆及薪水食糧其外船中必用之品は、何品に不限得ん爲に有レ之候事。

第二箇條

一 右の趣意にて、長崎は決談之日より開港、箱館は總督此港退帆之日より五十日を経て、開港可有レ之候。將又其地々々之法度可ニ相守一候事。

第三箇條

一 難風に逢ひ、或は進退する事能はざる船々のみ、國帝政府の免許なくして、右前條に有レ之兩港之外へ入帆致候儀相叶候事。

第四箇條

一 貌利太泥亞船、日本之港に於て、日本之法度可ニ相守一候。將又主役或は

長崎箱館の事

法規違反

船將右法度を犯し候時は、可被レ及ニ閉港一候。未々の者法度を犯候は、其船將へ可被ニ相渡一候。左候は、其罪相糺可レ申候。

第五箇條

一 今開有レ之候港並或外國船民の爲に、此後被ニ相開一候日本之港に於て、貌利太泥亞船民事、蘭人唐人の御取扱之外、最御懇惠を蒙候國民同様之御取扱有レ之候事。

第六箇條

一 右之通決著可レ致候。尙大貌利太泥亞女王と、日本國帝と取極候旨の書面は、談決之日より十二个月中に、於ニ長崎一取替可レ申事。

第七箇條

一 此取極決著致候上は、日本渡來之將官、此取極を變申問敷候事。爲ニ證據一曆數千八百五十四年第十月十四日(嘉永七年寅八月二十三日)於ニ長崎一致ニ調印一置候。

右之通蘭語に翻譯仕候

ヤームス・ステイルリンキ

かひたん

とんくる・さゆるしゆす

右之通文意和解差上申候以上

寅八月廿三日

日英關係
再開

此の如くして日英の干係は、慶長元和以來、二百幾十年を経て再び茲に回復す

志筑龍太郎
荒木熊八
西尾慶太郎
榎林榮七郎

日英贈答品目録

八月二十七日(安政元年) エキリス船將より贈物、

奉行え

六挺からみヒストン

壹挺入 壹箱

書籍 但蒸氣船製造方書物之由

御目付え

六挺からみ前同斷

但小道具共一式、臺筒長サ壹尺計

右爲ニ挨拶ニ本船へ用人使者を以贈物、

奉行より

青貝細工小箆筒壹ツ

箱入

錦手陶器六ツ入壹組

同

紫 蘇 酒

壹陶

團扇 五本入

壹箱

御目付より

青貝細工文庫

内小箱六ツ入 箱入

第十一章 七三 日英最初の條約

(有所不爲齋雜錄)

右之通

【七四】英船長崎を去る

日英條約締結の功勞者

英提督書

日英最初の條約は、長崎奉行水野忠徳(筑後守)が、豫じめ閣老に其の意見を上申し、閣老より指令及び委任を得て、目付永井岩之丞と共に、英將スターリングと應接の上、殆んど其の豫定の通りに出來上りたるものにして、此れは全く、長崎奉行たる水野の力と云はねばなるまい。固より露國などに比すれば、從來の行掛りもなく、問題にはさしたる面倒の事もなかりしとは云へ。

條約調印後、英國水師提督スターリングは左の書翰を、長崎奉行に送つた。

歎

寅八月廿六日

九州之地 御奉行 水野筑後守様え

一 尊所様並御目付様迄御相談仕候取極之内、第二の箇條は、ブリタニヤ船、長崎と箱館の兩港に於て、其地々々の法度可ニ相守一儀に有之候。

一 第五箇條(參照 七三)の趣意は右港並此後外國船の爲に相開候港に於ても、貌利太泥亞人事、或る外國人に、御懇惠を施され候より相劣らざる様御取扱可有之儀に有之候。

一 右に付相願候は、此條々御奉行所に於て、夫々御手数數被ニ成下、長崎と箱館之規定速に御立被下候様仕度儀に御座候。

一 右規定御違被下候は、私船々右規定相守候様申付、尙エグレス國えも可ニ申遣一候。右規定は、追て取替し候取極書調印以前に、於ニ彼方相心得居候儀肝要に有之候。左候へば貌利太泥亞のもの共、右規定日本帝國政府御定之通、急度相守候様、彼の政府に於ても規則相立可申候。

長崎箱館の規定決定の希望

長崎奉行
運書

一 右に付今より二个月内に、軍艦一艘當港え差出、此一件に付御政府よりの御達請度存念に御座候。適當謹言。
貌利太泥亞女王之船ウキンセストルにて、長崎港中央に於て、曆數千八百五十四年第十月十七日（嘉永七年寅八月二十六日）此に對して、八月廿七日附にて、長崎奉行水野筑後守は左の返書を與へてゐる。

答書並法度書

初 一 條

一 別紙法度書相渡候間、其旨屹度可被相守一候事。

二 一 條

一 薪水食糧其外船中缺乏之品、奉行え被申立一候はゞ、役所より賣渡可申候事。
但相對之賣買は決して不相成一候事。

缺乏品
供給の事

一 滯船數日及候はゞ、時宜に寄、此度之通、爲養生一鼠島上陸差免候儀も可有之候事。

右は唐蘭之外、何れ之國々渡來候とも取扱同様可申立之候。尤箱館之儀は、其地之奉行へ可被談候。

嘉永七年八月

而して其の所謂法度書なるものは左の通りだ。

法度書

定

一 伊王島え碇を入、奉行所差圖を可待事。

一 島々たりとも上陸不相成一事。

附、端船乘廻間敷事。

一 用事あらば檢使之船え申立へし。通船へ近寄、私之對談不相成一事。但相對を以、品物贈答並賣買いたす間敷事。

右は 大日本國法に付、主役其外重立候者、厚く相心得乗組惣中へ申渡、違犯致間敷もの也。

嘉永寅年八月

長崎奉行

英提督受書

此に於て英國水師提督スターリングは、翌廿八日附にて、更らに左の受書及び申請書を長崎奉行へ差出した。

- 一 昨日は長崎の港、法度之儀御達被下、忝承知仕候。右は早速エグレス國へ申越候様可仕候。
- 一 私支配之船々は、不取敢一右御法爲ニ相守一可申候。
- 一 長崎と箱館の兩港へフランス船入帆之儀、貌利太泥亞船同様之振合に御免に相成候儀、日本政府において如何可有之哉、承知仕候得ば、スタチオン（船集會の場所之儀）のフランス類役アドミラル並私儀に於ても、都合宜可有之候。隨て尊所様並御目付え相願候は、右に付思召之程御沙

佛船寄港の願

汰被ニ成下一度、右は私共同務之フランス、アドミラルの心得に相成候儀に御坐候。適當謹言。

貌利太泥亞女王之船ウインセストルにて、長崎港中央に於て、今曆數千八百五十四年十月十九日（嘉永七年寅八月二十八日）

乃ち法度書は、之を英國へ通達す可く、希くば佛國船の爲に長崎、箱館兩港を英國船に對すると同様に開けと云ふことだ。當時英佛は對露戰爭の上に於ては、同盟軍の好みありたれば、此程の先容を、英國のアドミラルが、佛國のアドミラルの爲になすことは、寧ろ當然と云はねばならぬ。

奉行返事

此に就ては長崎奉行は、佛國に限らず、何れの國々より渡來候とも其の節々に伺上げ、御下知次第取計ふ事故、豫じめ挨拶に及び難き旨、翌廿九日、檢使もて口達に及んだところ、英將も承知の旨を答へて出帆したと云ふ。左もあ

英船退帆報告

長崎奉行より九月朔日附の老中への上申書によれば、

一昨廿九日辰下刻（午前九時頃）四艘共不殘退帆 仕、午之方え向追々乗行、
 昨朝に至、帆影見隱 申 候。
 とあれば、彼等が先以て平穩無事に長崎を去りたる事が判知る。

第十二章 蘭船スームピング號の渡來

〔七五〕 從來の日蘭關係

日蘭交際

日本と和蘭の交際は、徳川氏の始中終を一貫して、連結した。清國とは通商ありて通信なく、朝鮮とは通信ありて通商無かつた——對馬と朝鮮とは姑らく例外として——然るに和蘭とは、事實に於ては、殆んど兩者を兼行した。固より表向きに其國若しくは主權者を代表したる使者なきも、長崎出島に於ける商館長は、江戸に參勤して、將軍に拜謁した。

和蘭の日本開國忠告

斯る兩國の間柄であつたから、從來は他國を排斥して、己れ獨り貿易の利を專らにしたる和蘭も、世界の趨勢が己れに可ならざるを見ては、寧ろ速に日本に向て、開國す可く忠告書を與へた。「參照 幕府實力失墜時代一三一—一五、及び五四—一五六」我國は不幸にして之を受け納れなかつたが、其の好意だけは能く諒とし

日蘭相互の好感

日本に於ける蘭人待遇

蘭人の忍力

た。奈翁の戦亂には、和蘭の國旗が翻つたのは、只だ我が長崎出島の一角であつたと云ふ説がある。されば和蘭に於ても、我を徳とす可き理山は必らずあつたであらう。我も亦た天草戦役に、和蘭が戦船や大筒を提供し、其の實行は兎も角も、和蘭の御爲め筋と稱して、長く之を記憶し、それが和蘭に對する特別待遇の一の理由となつてゐたことは、幕府の文書にも、分明に認めてある。然も和蘭人の我國に於ける立場は、決して羨む可きものではなかつた。一方に於ては出島に監禁せられて孤囚の如き状態であつた。他方に於ては將軍及び上司よりして、殆んど玩弄物に取扱はれ、如何にも僕々爾たる姿であつた。されば露人でも、米人でも、日本と交通を要するに際して、何れも支那人や、和蘭人同様の待遇では御免を被るとは、彼等が最初に聲言したるところであつた。和蘭人が二百幾十年、斯る屈辱的地位に甘じたるは、何故であつた乎。一方では貿易の利益の爲めに辛抱したのであらう。而して他方には日本人はとても世

蘭人の好意

日本の和蘭開却

界的交際の道を解得しないものと諦めて、自から勘辨したのであらう。何れにしても和蘭人の忍耐力も、決して尋常一様ではなかつた。何れの國も、他國の爲めに生存せず、自國の爲めに生存す。和蘭人は固より和蘭の利益を第一とし、若しくは唯一としたことは當然だ。されど彼等は長き交際の間、別段日本人に對して、不義理と云ふ可き程の事を做してゐない。否、熱心にして忠誠なる日本の親友と云はざるまでも、少くとも日本から受けたる好意に相當し、若しくはより以上の好意を、日本に向て竭してゐる。開國と同時に、和蘭は殆んど閑却せられた。和蘭語は、英語、佛語、獨語と代つた。和蘭の醫學は獨逸醫學となつた。和蘭の海軍は英式となつた。和蘭の法制は、英、佛、獨となつた。和蘭から輸入したる一切の文化は、殆んど英米獨佛及び伊太利に分配せられ、和蘭に剩し得たるものは皆無に幾かつた。されば和蘭人から見れば、日本は餘りに現金である、餘りに忘恩である、餘りに輕薄であるとの不平を懷き得ないこともあるまい。

日本を照す
光明

されど日本人としては、開國の事業に急なるの餘、唯だ其の必須の文化文物を、各個の國々から採り入れたる迄にして、固より從來の行き掛りなど考慮するの餘地は無かつたものであらう。されど歴史的に考察すれば、近世日本の歴史に於て、其の重要な要素の一は、和蘭である。鎖國時代に於る、日本と世界との聯絡は、殆んど和蘭によりて取られた。和蘭微りせば、日本は世界的に殆んど暗黒であつた。和蘭の照したる光明は必らずしも大光明ではなかつた。されど此の光明の爲めに、日本は開國に際しても、若干の素地が出来た。必らずしも準備とまではゆかぬが、それでも若干の準備らしきものが出来た。若し和蘭が世界の大國であり、雄國であり、強國であつたならば、日本開國及び開國後に於ける、和蘭の立場は、二百幾十年の歴史を背景として、更らに日本に於て其の主なる役目を働いたであらう。但だ如何にせん和蘭は歐洲中の小國であつた爲めに、自らも他の大國強國の後に退き、日本人も亦た殆んど舊交を打忘れたるが如き姿に立ち到つたのは、如何にも不本意千萬の事と云はねばならぬ。然も歴史上に於ける和蘭は、如何に閑却せんとするも、然かする能はざるものがある。

日本開國
後の和蘭

【七六】和蘭人待遇に關する長崎奉行の伺書 (一)

和蘭の取
残され

日蘭の歴史的關係は、既記の通りだ。「參照 七五」然るに後の烏が前となり、新たに國交を要め來つた米國や、露國は、優遇せられ、和蘭は却て後に取り残された。而して米國にせよ、露國にせよ、何れも和蘭人や、支那人同様の待遇では、御免を被ると申出で、宛も和蘭人と同等の位地に立つを屑とせざるもの如くであつた。

日本外交
の手引者

そは兎も角も、開國運動の開始に際しては、我が日本は、尙ほ殆んど和蘭を外交上の手引とした。其の往復交換の文書の如きも、和蘭語が通用せられた。而

して其の外情偵察や外報蒐集の如き、殆んど悉く和蘭人の手を便りとした。乃ち我が大艦製造の禁を解くや、蒸汽船の購買を、最初に申込んだのは、和蘭に向てであつた。(參照 神奈川條約締結篇 八八—九〇) 此れは實に安政元年七月六日附和蘭甲比丹キユルチユスの書翰によりて、其の消息が詳かに判る。然も其の書翰中に、

和蘭の利益均霑希

扱又阿蘭政府今頻に承知仕度心得居候は、北亞墨利加合衆國政府及び魯西亞國政府より申立候事柄に付、如何様之御都合に相成候事哉、相伺度奉存候趣意は、外國之人民御取扱振、自然數百年來御當國渡來之阿蘭陀人よりも宜敷様之御取扱振も、萬一御座候時は、阿蘭陀國之者共事も、勿論同様之譯に御取扱有之候様御約諾を請度、阿蘭陀政府志望に候。と特筆してゐる。平たく云へば和蘭も米露同様の待遇、即ち利益の均霑を要め

長崎奉行の何書

幕府側に於ても、此の要求は、決して無視せらる可きものではなかつた。されば安政元年七月八日附長崎奉行水野筑後守が、老中への伺書にも、其事が特記してある。

蘭將乗組向船渡來用

去る五日(安政元年七月)阿蘭陀商賣船一艘當港(長崎)え入津仕、類船も無之、新甲比丹も乗渡り不申、定例風説書等差出、相替儀無御座候に付、其段は一昨六日刻附宿次を以申上候。然る處甲比丹より別段風説書一封並私え之一封差出候に付(參照 神奈川條約締結篇 八九、九〇) 兩様共翻譯申付候處、昨年詔遣候軍艦蒸汽船類は、別段風説書に有之候通之次第(按ずるに歐洲における英佛對露國戰爭の爲めに、軍艦蒸汽船等購買困難の事情をいふ)にて、此節迄調達行届兼候儘、出來次第差越可申趣に御座候處、阿蘭陀國王より咬啮吧頭役え申達、當地在留甲比丹え差向ケ、船將次官乗組、蒸汽船一般當所え差越候に付、近々渡來可仕趣にて、右は昨年來魯西亞、亞墨利加より使節差越申立候次第、御許容之廉も候はば、數百年

來通商御免之阿蘭陀も同様被ニ仰付一度旨にて、右兩國之御達し方相伺
 度旁差越候趣、委細別紙翻譯書而之通に御坐候。〔參照 神奈川條約締結
 篇 八九、九〇〕當六月上旬迄には、右船咬啣吧え到着可仕、左候得ば、
 直様同所差立候趣に候得ば、近々渡來可仕候に付、右取計方并
 見込之趣、左に奉伺上候。

和蘭に箱
 船下田開
 港の利

一 魯西亞、亞墨利加え被ニ仰渡候趣、國王より使船差越候に付、江戸表
 え相伺候上、委細申達候様致度段、甲比丹より申立候に付ては、
 先頃被ニ仰出候箱館、下田之兩港、亞墨利加船繫場に御差許し有之候儀
 は勿論、役々應接之上、於ニ同所亞墨利加人共御取計方等凡御治定に相成候
 廉々、并魯西亞之御達振等事情明白に甲比丹え御達に相成、右に付ては
 於ニ阿蘭陀ても、以來諸國え通航之節、船々破損、薪水食糧之缺乏、又は
 石炭等不足に及候節は、右兩港え入津致し、舟修復并品物御渡方とも
 御免之趣等、御達に相成候方可然、尤魯西亞、亞墨利加え昨年來御達

和蘭に不
 可の利益
 許の弊

方之趣は、兩國より速に内通可致、然る上にて又候阿蘭陀國王より使節
 等差出候に及び、被ニ仰渡に罷成候ては、申さば後手に罷成、御不都合
 に可有之哉。其上新來之兩國え御差免相成候廉々、阿蘭陀え御差免無
 之候は、於ニ日本ては兵勢威力等を示し申掛候得ば、御國法をも御改
 にて被ニ差許、左も無之候得ば、其儘被ニ差置候事など申唱、彌互に威力
 を競、英吉利、佛蘭西其他之外夷等も、擧て軍船等差向候次第に可罷成
 も難計、左候ては、御爲筋如何可有之哉に候間、亞墨利加之方如何之
 御模様柄に相成候哉、相辨兼候得共、篤と御評議之上、委細甲比丹え申
 達方御書取を以、早々御差圖御座候様仕度奉存候。
 以上は如何にも事情を盡してゐる。和蘭人に對する道は、此くして始めて妥當
 と云はねばならぬ。

【七七】和蘭人待遇に關する長崎奉行の伺書(二)

蘭使船取
扱方に就
き

一 昨年以來(嘉永六年)魯西亞、亞墨利加御取扱振も候事故、右船々渡來仕候は、先年阿蘭陀本國使節船渡來之節、並常例商賣船取扱方等之振合に准じ、港内え引入、出島上陸出入等も、甲比丹より願出次第差許し、諸事先前之振合等取捨仕、無二隔意儀と相心得候様取計置可申と奉存候。

食料薪水
供給の事

一 翻譯書面之趣にては、在留甲比丹え向け、差越候儀にて、先づは彼國自用同様にて、萬事甲比丹取扱候趣にも相聞表立候使節とは相違仕候得共、私に渡來仕候儀にも無之、矢張國王之命にて、差越候事に候得ば、滯在中薪水食料之類は、魯西亞船之振合に准じ、奉行所より差遣、尤甲比丹より強て申斷候はば、任其意可申、且出帆之砌は、同斷端物其外之内相當に見繕被下之積、取計可申哉。

造船航海
術傳習の
事

一 航海術を初、船之製作其外共相心得居候者、乗組罷越、滯船中傳授も可仕趣、右等之儀は、先頃伺書進達仕置候得共、未御下知無之、御模様柄難ニ相分候得共、御詔船え乗組參候と違ひ、前段之次第相分候は、早々出帆も可仕儀にて、滯船儀之日合中にて差掛り候事に候得ば、旁以當所地役人共之内、兼々西洋砲術等相心得候者、其外共相撰傳授爲受、帆前楫取等は、船頭水主等之内相撰習業爲仕、尤兩家(長崎衛戍の鍋島、黒田)よりも、家來共傳授爲受度段申立候は、是又承届、其節々爲ニ檢使御目付方支配向並、私共手附家來共初爲ニ立合、港内外乗試等迄も爲仕、不遠持渡候上、都合宜様取計置可申奉存候。

右要領

蘭船視察
の利

以上は和蘭使節船瓜哇より來航の際は、米露使節船に准じて、待遇す可く、又た此の機會に航海術等の傳授も受くべしとの意味合だ。

彌傳授等仕候譯にも能成候上は、甲比丹へ申達、無ニ差支一趣に候はゞ、爲ニ見置一能越候様可仕哉。右は翻譯書中軍艦類第一に可ニ差越一趣に相見不申哉にて、是は昨年御詔被ニ仰渡一候に付ては、於ニ日本一俄に海軍等御取立に相成候事と心得不申様、只々日本船之製作不便にて、覆溺等多候に付、専ら運送に相用候趣に申取注文可仕旨被ニ仰渡一候に付、差含相達候處、甲比丹よりも、萬一右船持越候上、外國と戦争等に相成候事にては、其要器を持渡候處より、他之怨を受候事故、難ニ持渡一段申立候に付、一切右躰之儀は無レ之、安心致可ニ持渡一旨相達置候故、先商用蒸氣船買上方於ニ彼國一申達候哉と奉レ存候儀にて、尤昨年相達候注文書には、兼て進達仕置候通、蒸氣軍艦類而已詔遣候得共、右等之意味も候故、爲ニ見置一能越候上、其用辨により専ら乘渡候船之類持越候様相達、且先日御達御座候火藥庫製造所之様子等一覽仕候にも、都合可宜哉に奉レ存候。

一 右船將は、表立候使節に無レ之故、御役所へ呼出し、面會等は、不仕心得に候得共、甲比丹より申立候趣も候はゞ、其次第により、永井岩之丞爲ニ立會一面會可仕、尤此度相伺候儀に付、別段御達之御模様により候ては、面會相達候共、御沙汰次第相心得可申候。右等之條々は、先翻譯書面之趣により差向候廉々申上候。尤亞墨利加一條は、阿蘭陀國王より一昨年中、筆記を以御忠告申上候譯柄も有レ之候得ば、旁以其儘被ニ差置一候も如何可有レ之哉と奉レ存候儘、先達て下田、箱館兩港、亞墨利加船繫場に被ニ仰渡一候趣、御書取御達被レ成候砌、右は早々阿蘭陀えも御達に相成居候方可然哉に奉レ存候儘、愚存之趣掛り御勘定奉行迄申遣置候事故、定て入ニ御聽一候儀にて、何と歎御達にも相成候哉も難計候得共、未當地えは到著不仕候内、前文之次第甲比丹より申立候に付、別段風説書、並私え差出候横文字とも本書は宿便之方より差上候に付、右和解而已兩通相添取計方伺旁

指令著以
前の取扱
方

此段申上候。且軍艦類持渡之上、取計方伺書、當春中進達仕置、未御下知無之候得共、若其内持越候は、伺之趣を以、諸事取計可申、此度之儀も御下知以前渡來仕候は、書面之振合を以取扱置可申、尤前條之外追々心附候儀共も有之、甲比丹よりも申立候次第も可有之、其度々逸々相伺候ては、遠路御用辨行届不申候間、永井岩之丞申談、大要本文之趣に基き、諸事取計可申奉存候。勿論書面之趣、同人えも申談候處、見込同斷之趣申聞候。依之此段奉伺候以上。

寅七月八日

右の指令

老中は概して長崎奉行の意見を採用した。一體亞墨利加え御差許之廉々は、向後阿蘭陀えも同様御免相成候積に付、今般申立によつて御許容相成候譯には無之段、彼國之者共も會得いたし、御信義相貫候様取計可被申候。

下田箱館
開港許可

と云ひ、又た、

下田、箱館之兩港、亞墨利加船繋場に御差許有之候は、漂流御撫恤等之爲に被開候事故、阿蘭陀之儀も於同所一薪水等被遣候儀は、都て亞墨利加同様御許容有之候得共、長崎表之儀は、素より通商之爲め入津之場所故、下田箱館之例には決て不相成候間、右之意味合厚可被相心得候。と指令してゐる。然も和蘭側の希望たる、利益均霑の一事は、幕府當局も、當然の事として、之を認容したるに相違あるまい。

【七八】 和蘭より電信機を献上す

和蘭種々
の好意

和蘭は單に自から米國、露國同様の待遇を、我が幕府に向て要請したるのみでなく、亦た種々日本に向て好意を表した。そは舊に仍りて、日本へ世界の重なる

キユルチ
ニス書翰

る出來事を通報する、所謂る風説書を提供したるのみでなく、最近に發明せられたる電信機なども寄送した。左に掲ぐるは、安政元年閏七月朔日和蘭甲比丹キユルチユスが、右に關して、長崎奉行水野筑後守へ與へたる書翰である。

内密

長崎御奉行所

水野筑後守様え

阿蘭陀かひたん私義謹で申上候義有之、則左之通

一 船將次官グ・フアピユス（人名）指揮にて、和蘭國王之蒸氣船スームビング（船號）儀、和蘭國王之命にて咬啣吧都督職を以て申付、此度長崎に差越候趣意は、先達て私義より、當七月六日、申上候通（參照 神奈川條約締結篇 八九、九〇）之義にて、則爲其此度渡來仕候義に御座候間、左様御合置被下可然奉希候。

電信機の
便利

一 和蘭國王父之代にも、日本國帝に對し、通信之徴を顯し、日本帝家之徳澤に浴せんと欲して申上候事も有之、（按するに弘化年間に於ける和蘭國王忠告書の記事を云ふものならむ、（參照 幕府實力失墜時代 一三一—一五）右父代同様、彌以不相變一様有之度於ニ當和蘭國王も奉希候。）

一 日本帝高政府に於て、既に御承知に相成居候事と奉存候得共、奉申上候は、近世之發明にて、最大辨利之工夫を以て、今専ら歐羅巴、亞墨利加、既に印度邊にも頻に合圖之趣出來、遠隔之國土も恰も無きが如き工合に即時事を通じ、至極駆引勝手宜相成候事に御座候。

一 右發明之義に付ては、追々之別段風説に既に申上置候通之義にて、普く海岸を經、遠隔之國々え、至極急速に事を通じ候義相叶候事に御座候。

一 此發明之物と申候は、則エレキトロ・マグネタイーセ・テレガラー
フ（合圖器の名）に御座候。

右使用の勅告

右献上

一 和蘭國王此珍敷發明無量之辨利と存候に付、日本惣國中之御爲にも相成候様仕度、日本政府に於ても、此發明を以て、惣國民之幸福之爲、御用ひに相成候様可有御座一哉に奉存候。

一 右之次第に御座候間、右エレキトロ・マグネテイーセ・テレガラーフを、日本國帝に献上仕度奉存候。

一 右之仕合に御座候間、和蘭國王より命を下し、阿蘭陀かひたんを以、右エレキトロ・マグネテイーセ・テレガラーフを、日本國帝に、和蘭國王之趣意を述、献上仕候様申付越候義に御座候。

一 右之通彼方より申越候義に付、何卒夫々御手数數被成下、言上被成下候様奉願候。尙右に付申上候義左之通御座候。

船將士官グ・ファビユス(人名)事、和蘭國王蒸氣船スームピング(船號)を以、右エレキトロ・マグネテイーセ・テレガラーフを、爰許迄持届候。

右一式十八箱に入付有之候。尙右組立方其外書記附屬仕候。尙和蘭國

王ウキルレム・デロデルテ(人名)之趣意を述、阿蘭陀かひたんより日本國帝に献上仕候様申付越候義に御座候。

右之趣、彼方より申付越候義に付、何卒可然様御含被成下、右エレキトロ・マグネテイーセ・テレガラーフ、日本高政府に於て、御用辨に相立候様奉。希候。右品は和蘭國杯にては、此發明天幸と頻に調法仕候物に御座候間、於御當國も、何卒御爲に相成候様仕度奉存候。

右之條々謹で奉申上候。

かひたん

どんくる。さゆるしゆす

未だ實用に供せず

但だ日本に於ては、蒸汽船は、直ちに採用したが、電信機に至りては、其の之を實用に供するに至りたるは、寧ろ久しき後であつた。然も我國に電信機を齎らしたのは、必らずしも和蘭が始めてはなかつた。彼理は蒸汽車の標本と共に、之を齎らして幕府に進上してゐる。(參照 神奈川條約締結篇 三四、三五)

第十三章 海軍創立に關する將蘭

フアビユス建言

【七九】海事傳習に關して、長崎奉行と和蘭甲比丹

日本海軍
と和蘭

日本の海軍は、和蘭より始まるとは、餘りに大膽たる所説である。けれども殆んどそれに幾い。和蘭の好意と、功績とは、歴史の上に長へに記憶せらる可きものであらう。而して我が幕府當局が、和蘭に向て、此事を托し、此事を要めたる、亦た見識なしと云ふ可らず。扱も安政元年閏七月朔日附にて和蘭甲比丹キユルチユスが、長崎奉行水野筑後守に答へたる書面は左の通りだ。

キユルチ
ユス書翰

内密

長崎御奉行

水野筑後守様え

航海電報
の命
和蘭本國

右傳授申
出

昨日大通辭西吉兵衛殿を以て、御問合相成候一件、左に御答申上候。和蘭國王之蒸氣船スームピング主役船將次官グ・フアビユス儀、和蘭國之命を請候は、自然日本高政府にて、長崎港に當蒸氣船罷在候上は、日本之御爲に相成候儀に付、御傳申上候様之儀御沙汰にも相成候は、可相成一丈心を盡し、御用相勸候様申付り居申候。右之次第に御座候間、右主役より私儀に申聞、何歟御傳達申上候様之儀に候は、夫等之事に携り候日本之御士御役人御兵卒細工人職人航海之輩、其外右等之事に携り候人物、長崎御奉行より御差圖に相成候は、其御方人々え彼是傳授仕、船打建方歐羅巴船指揮之工合、蒸氣仕掛方鐵製鐵輪軸盤之工合、大小砲を以て調練等、逸々口傳申度奉存候。右之段被爲ニ聞召分一功者之通辭衆相應之人數、右懸りに相成候は、必都合能主役及び其他士官或は乗組人數之内より、御傳申上候に付、辨利能可有之奉存候。

右之趣 謹で奉申上候

かひたん

とんくる・きゆるしゆす

奉行の何

此の如く和蘭側よりして、長崎奉行の問合に對し、極めて好意ある申出をした。此に於て長崎奉行は、更らに其旨を老中へ聞七月三日附にて、左の如く伺うた。

阿蘭陀蒸氣船將より運用方其外共傳授爲受候儀に付 奉伺 候書付

水野筑後守

長崎在留 計人傳習の

軍艦蒸氣船類運用訓練之儀、兼て甲比丹より申立候通、此度渡來之蒸氣船將滯在中、彌傳授可仕候に付、様子次第人數相極申達候様申立候に付、去月廿五日早便を以相伺置候通、此度は甲比丹より申立置候儀、御下知相分次第出帆可仕旨にて、滯船日數も少く、殊に御詔之船々持渡之頃合も相分兼候事故、江戸表より御差廻しに相成候共、其内

日本註文 船運々の 理由

には出帆も可仕、只御無益之御手數而已に可罷成奉存候儘、兼て取計方伺濟之趣に准じ、地役人又は當地在住工商共之内相撰、訓練其外傳授爲受候積、永井岩之丞申談取計置申候。尤兩家(鍋島、黒田)其外之而々家來共習練之儀は、如何相心得可申哉、兼て御下知之趣も候儘、先見合置申候。早々御下知奉願候。以上。

水野筑後守

寅閏七月三日

内密

長崎御奉行所

水野筑後守様え

一 此度彼國より申越候に、阿蘭陀國政府に於て、心配いたし候得共、日本御注文之蒸氣船等未だ手に入不申由に御座候。

新造船の意見

- 一 右様今以手に入不申候所以は、當時は歐羅巴騷之最中故之事に候し
- 一 和蘭國王咬啗吧都督職に命を下し、和蘭領東印度に於て、蒸氣船を買求候様精々厚申付有之事に候
- 一 和蘭領東印度之政府に於て、専心掛居候得共、當蒸氣船スームピング(船號)咬啗吧出帆迄は、御用之蒸氣船手に入不申候。隨て私義に申越候に瓜哇にて隨分御望之船々打建候義出來候趣候
- 一 都督職より私義に申越候に、右之趣長崎御奉行に私より申上候末、日本にて御望之船々其種類何々と申義相分り候上は、日本御政府之爲に急度骨折咬啗吧政府に於て、打建候様可仕旨御座候
- 一 右に付、當蒸氣船スームピング(船號)之主役え及ニ談話候處、同人之心得、私迄書面にて申聞候。右書面寫(參照 A O) 別紙此一書に附屬仕奉入ニ御覽候
- 一 是等之趣、江戸高政府え被仰立被下候様奉レ希候

- 一 右に付ては、篤と被レ施ニ御熟考候事哉に奉レ存候
- 一 御當國御入用船々之義に付、御沙汰御座候様仕度、右御沙汰之趣は、當蒸氣船スームピング(船號)歸便に、彼方政府方に具に申越候様可仕候。右之段謹で奉ニ申上候

かひたん

どんくる。きゆるしゆす

キユルチ大意書狀

此の如く歐洲騷亂の爲めに、歐洲にては蒸氣船購買し難く、寧ろ瓜哇にて、之を新造するに若かずとの意見を具申し、更らに今回來航したる和蘭軍艦スームピング艦長フアピユスの意見書を添へて、長崎奉行に提出した。此の意見書に付ては、更らに次ぎに掲ぐるであらう。此れは日本海軍の創設に付て、尤も記憶す可き一文書である。

海軍傳習

米國軍艦渡來して開港を迫るに及び、幕府は海軍を起す必要を感じ蒸汽船及び帆走船の購入建造をオランダに依頼し、又出島の商館長ドンケル・クルチウスの意見に従ひ、海軍傳習生の教育を囑託せり。オランダ政府は、當時列國の關係上、同國の軍艦を譲り渡すを不可となし、先づ蒸汽船一隻を贈り、船艙操縱の練習に充てしむるに決し、之を幕府に報じ、且つ米露兩國の要求に對する日本の態度を明にせしむる爲め、千八百五十四年海軍副大尉フアビウス指揮の下に蒸汽軍艦スンピンを派遣せり。同艦は同年八月二十一日（安政元年七月二十八日）長崎に著し、我が國の外交關係に付極府の宣明を得、又出島商館長と協議の上海軍教官の待遇、教授課目及び方法等に關し奉行と交渉を遂げ、同年十月ベタビヤに歸航せり。同艦はオランダ國王より將軍に贈りし電信機を齎し、又碇泊中奉行の請により、長崎地役人佐賀藩士等約二百人に蒸汽船の扱方を教示せり。翌年七月（安政二年六月）スンピン艦はヘデー艦と共に再び長崎に來り、フアビウス大尉は同年十月五日（我が八月二十五日）オランダ政府の名を以て之を幕府に贈れり。幕府は乗組の海軍中尉ベルス・レイケン以下士官下士水夫火夫等二十二人を教官として備入れ、該船を練習用に充て、海軍傳習を開始せり。幕府派遣の傳習生は矢田堀景藏、勝麟太郎等三十餘人にして、永井玄蕃頭監察となり、安政二年十月より業に就けり。翌年榎本釜次郎、肥田濱五郎等十餘人又傳習生として來り、薩州・長州・佐賀・熊本・福岡・福山・津・掛川諸藩も亦傳習生を出せり。（村上直次郎著日蘭三百年）

【八〇】 和蘭人フアビウスの日本海軍創立に關する意見書 (一)

和蘭甲比
船將等
の功績

勝海舟は、其著海軍歴史に於て、左の如く語りてゐる。

我邦海軍の術、歐式に準據して興るものは、當時の執政及び要路に當る者の深く往事を鑒み、後來を計るの其宜しきを得たるに出ると雖も、固とより和蘭國王多年の交際を推考し、忠告の懇切なるに胚胎し、且つ嘉永の末、安政の始に、ドンクル・キユルシユス氏を、我邦に派遣し、海外の形勢を詳明し、並にヘデーの艦將フアビウス氏の建白甚だ精悉にして、我が幕議を促がすに足れるを以て、終に海軍創立の議決定す。後年我邦の海軍盛大に擴張し、國旗を海外に翻へし、武威を輝かすに到るも、其最初當時の決議に生ずるなり。

日本海軍と、此れは篤論と云はねばならぬ。和蘭微りせば、日本の海軍は興隆せずとは云

興隆の一要素

はない。されど和蘭の爲めに、日本の海軍が興隆するに至つたことは、間違ない事實だ。

フアピユス意見書

和蘭甲比丹・ドンクル・キユルチユスの長崎奉行に與へたる書翰は、既記の通りだ。(參照 七九) 今更その書翰と共に、長崎奉行に附呈したる和蘭軍艦スームピング艦將フアピユスの日本海軍創立に關する意見書は、實に左の通りである。

内密 書記 當寅(安政元年)閏七月二日於ニ出島一認レ之

一 幸福豊饒之大日本高政府御好有て、歐羅巴流之海勢船備思召立御坐候趣、究竟之事と承ニ知之。一 仕 候。御當國に於ては、萬端事之發達著しき事は、推ニ察之一仕 候。

海勢船備の要

彼得大帝の例

一 往古より之記録を以熟考仕 候に、普く諸州之人民事之改正有て、地理學等を目としてものするに至て、海勢船備之爲、船を以ての義は、勿論防禦之用に供るは、彌之事にして、通交之方便となる事、顯然之義に候。

一 ペートル・デ・ゴローテ(以前之魯西亞帝の名)は、魯西亞國改正之志有て、既に海勢船備之趣向傳授を得んと欲して、暫之間其位を退しと號して、和蘭國に來り、尋常の匠工となりて、其學校に入、自ら船打建之稽古執行有レ之候事に候。

日本人覺醒の一方

此の如く第一に露國の彼得大帝の實例を援き來りたるは、當時の日本人を呼び醒すには、最も有効であつたらう。固より日本に於てもナポレオンと、彼得大帝とは、識者の夙とに欽慕したる所であつた。佐久間象山の詩に曰く。

東邊拓地三千里。曾效ニ荷蘭一設ニ學科。吾邦空説英雄跡。百歳無ヨ人似ニ伯多。

と。此れは嘉永三年の末、若しくは四年の始頃の作であらう。此意見書を距る三四年以前の事だ。

ギリシヤ海勢の例

一 近世ギリシヤ國人、トルコ國に對して合戦の志出し、第一之趣意は、海勢船備を頼としての事に候。彼勇猛盛之トルコに對し、燒打船及び其他之軍艦を以て、幾多之患害をなせし事には無レ之哉。

一 北亞墨利加合衆國之強勇盛にして、獨立の國と成りしも、皆是海勢船備あるを以ての義に候。盛に進退早き亞墨利加フレガット船及び亞墨利加之賊船、普く諸州の海上に散浮し、エゲレス之商賈を破壊し、終には海上に於ては、其勢彌盛になりて、既に海備に於ては、比類無き上等之名を得て、海外に人を植付し所よりして起り、既に獨立たるも、皆是斯る所以に因ての義に候。

一 海勢軍船之備は、敢て歐羅巴亞墨利加に限ると申譯には無レ之事顯然之事に候よしは、是まで夫等之事に疎き國と雖も、海有て港あるの所に於ては、軍船を設け、其防禦の方便となすは、必然の道理に候。

一 亞弗利加に於てのエゲイブテ（埃及）テユニス、テイリポリ、マロッコ又亞細亞に於ての暹羅、唐國等は、斯る設けを成す様の事に及ばずんば有べからざるの國々に候。

一 右様の義に候得ば、數多の州郡ありて、人民も強勇盛に有レ之島國たる

る日本、必是等之義、御聞捨には不ニ相成一哉に被レ存候。

以上世界に於ける古今の例を引き來りて、日本にも海軍の興らざる可らざる所以を説示した。

【八一】和蘭人フアビユスの日本海軍創立に
關する意見書（二）

フアビユスは、以下に於て、日本の極めて海軍を興隆するに適當なる國柄であることを説明してゐる。

一 御當國の如き天然幸福豐饒の國にして國民も亦英才ある事は、人皆知る處に候。雖然唯外國に關係なきを是とのみにして、事の御都合ある時は、自然と後年不穩の御煩頻に懸念に存候。

日本に適當の船種

一 日本は必夫等之爲の方便有之事は顯然に候。誠に結構の諸港あるのみならず、木材鐵銅及び其他の諸品、船造の爲には、必潤澤可有之候。殊更海濱に生れ住居するの輩におゐては、小舟に乗覺て、風雨の難を凌し事なれば、是等の輩を以て、究竟の航海者に仕立んと教へるに、何ぞ難き事あらんと考ふる所に候。

一 是等の利害及説話候上は、御問合の一件御答仕候様可致候。當日本國海勢船備の御爲に、如何なる類の船可然哉の義、左に御物語可仕候。

帆船の不便

一 我諸地圖を以て閱するに、其州郡夥敷渚あり入江あり港あり。爰を以て考ふるに、其所に依ては、毎歲定りし風筋あるものならん。然れば此國の爲には、帆前の軍船用をなす事有間敷候。御國帝海勢の船備を思召立の事に候はば、必蒸氣船を以其御用に御供有之候様有御座一度事に候。

一 帆前の船なれば、定りし時限の用を辨ずる事能はず、勿論時期通に軍勢

蒸氣船の利

差向都合等難出來は顯然にて、萬一逆風吹詰或は海上静にして風無き時に至ては、數月を経ざれば、其用を辨ずる事能ざる義當然に候。

一 右之次第に有之候に付、御備の爲には、蒸氣船に限御必要と相考候。近來歐羅巴にては、海勢船備の爲、此末打建候ものは、決して帆前に不致、蒸氣船而已打建候程の儀に相成、既に是迄出來居候船、若其仕掛出來候事に候得ば、蒸氣船に仕直し候様成行候義に有之候。

此の如く歐洲にても、即今は専ら蒸氣船を採用することとなりたれば、我邦に於ても、此の如くす可しとの譯合ひである。

プロイス國の例

一 プロイス國王事も、海勢船備に志有之、當時治定し打建る所の船々、其國備の爲には、蒸氣船に限と相成候事に候。

一 軍時に當ては、急速事を辨せざれば叶ざるものなれば、海陸とも往返に蒸氣仕掛のものにて辨用を是とす。之よりして其兵勢駆引の都合に關係あるを以て如レ斯候。

蒸氣船軍に有利の例

一 エグレス領東印度惣督ロルド・ウキルリアム・ベンティンキ（人名）事、蒸氣船を初發得候時、右船に若干の軍勢を爲し乗組一候事相叶、則此時其政司に書通いたし候事左之通に候。

我に御送の蒸氣船毎に、一レギメント（一備の軍勢の義）の人物乗込候義相叶候。

印度にて
實戦上の
効果

一 エグレス領東印度或はエグレスの敵國に境界する所の大河或は海上に、蒸氣船を以軍勢を運び、直に發軍の趣向をなせし事あり、既に印度の濱渚、恒河、テイグリス、ヒンドスタン、唐國の内ヤンチエキヤン（揚子江）等の所々にて勝利を得、近世に至ては、萬端事能開け、世上に怪しむ所の事も無きが如き程に至り候事。

和蘭東印
一度征服の
例

一 東印度に於て、和蘭方勝利を得事整候。彼の海賊共征伐一件も、偏に蒸氣船あるを以て、其幸を得候ものに候。

一 右様歐羅巴及び印度邊に於て、辨利と相成候事故、是等の船日本の御

爲にも宜敷事と相考候。

一 當時の様には、蒸氣船事は、日本に於て欠べからざる物と被存候。以上は英國、和蘭の實例に徴して日本が愈よ蒸氣船を採用するの必須なる所以を力説したものだ。

【八二】 和蘭人ファビユスの日本海軍創立に 關する意見書 (三)

蒸氣船は
安全繁榮の
基

以下日本に所持す可き蒸氣船の種類に就て語る。

一 蒸氣船御手に入候上は、御國の安全繁榮の基と相成べく候。蒸氣仕掛發明有て、加之ホンベカノン（Bombe—kanon）（大砲の名）を以ての趣向ある時は、如何なる事ありて、外國の輩敵對する事ありと雖、右等の方便を以

帆船の無益

防禦之無恙を得ること可有之候し
 一 漸々申立候如くの次第に候間、於日本一海勢船備の御手當思召立の事に候はゞ、蒸氣船に限候事と御決斷有之度候。必無益の帆前船に金錢御費無之様有御座一度、帆前船は必不勝手に有之、往古の外國の船ガレイエン (Galjoen) と申形の物同様に、無益の事に可相成一事に候。

蒸氣船の種類

以下蒸氣船の種類に就て語る。

- 一 船の進退いたし候に用る所の蒸氣仕掛、工合二通りに有之候事は、日本政司に於て御承知の事哉に被存候。右は水かき車付のものと、水かき捻付の物に候。
- 一 右水かき捻付の物は、新發明のものに有之、水かき車付のものよりは、勝り候事に候。就ては追々には海船備に相成候船は水かき捻仕掛の物のみに相成候様可有之候。
- 一 エグレス、フランスの兩國に於て、水掻車付蒸氣船水かき捻付の蒸氣船

水掻捻仕掛船の有

兩品を以て競候處、水かき捻付の物勝り候儀相決候。勿論其力も捻仕掛の方彌強有之候。

一 捻仕掛の蒸氣船に於ての諸道具等、水際より下に有之候に付、敵方發砲の患を受候事無之、至極安堵之譯に候。

一 捻仕掛蒸氣船なれば、敢て仰山高き車外側等の如き物有之に不及、右等の仰山の外側有に於ては、彼是不勝手の手多、夫等の處よりして、武器器備方も充分不行届唯船の前後に備候而已位に有之候。

一 捻仕掛蒸氣船は、充分に武器器備、諸方より防ぎ候事出来、加之車仕掛の物に遙勝り、船の運方最速にして、進退勝手大に宜有之候。

一 入費の考仕候に、捻仕掛の船大に利方に候。先一體は帆前の船同様有之、入費少き帆の力を借候事、風相應に有之、格別不急時扱は、焚物の儉約失費少く有之候。

入費の點

以上の要約

以下更らに上述を約説してゐる。

一 最前より申述候義に付、今一應申述度候。則左之通。

一 日本海勢船備の爲、必帆前の船打建は勿論、買求坏は無益の事に候。

一 右船備の爲には、必蒸氣船に限り可申候。

一 右蒸氣船も水かき車付の物は不便宜、水かき捻付のものに限御用可有

レ之方と相考候。日本にていまだ右等の船打建に相成居不申候は、馬

百疋力(百馬力)の水かき捻掛コルフエツト船、十挺又は十二挺位の大砲備

二段、惣かんばんのもの御起有レ之度、右船主役たるもの、并士官及び

蒸氣機關方坏、先最初の船は、阿蘭陀人に右御用被ニ仰付可然哉に相考

候。

一 右御試様成就仕候上、日本御奉行所にて、航海熱心の輩漸々執行

被ニ仰付、其末、次第に船打建方御都合相増候方可然哉に相考候。

造船の事

以下更らに造船に付て語る。

一 船々打建方場所の義に付、左に御物語仕候。

一 相考候に、右船打建の場所は瓜哇に勝る所無レ之哉に存候。右打

建方の爲、諸用意宜、木材自在に有レ之、打建方いたし候人物も夫々自

在に候。

一 瓜哇スラバヤの地には、蒸氣機關具製造所、今専ら夥敷有レ之候。

一 右様水掻捻掛仕掛コルフエツト船一艘、但大砲其外武器は外にして、惣

仕上げの上、此價貳千五百貫目位に可有レ之、右等の船貳艘程は、随分一

今年半の内には、打建出来可申被レ存候。將亦右に備立に相成候。大砲

其外武器類に至ては、當時の歐羅巴の騷にて、手に入兼候事共には無レ之

哉と推考致し候。

此の如く瓜哇に於て、日本の軍艦を製造するの可なるを力説してゐる。和蘭人

の立場としては、日本の爲めに考へても、此れが最善の方法であつたらうと思

〔八三〕 和蘭人フアビユスの日本海軍創立に
關する意見書 (四)

日本にて
は木船を
可とす

以下更らに日本に於て採用す可き船艦の種類に就て語つてゐる。

- 一 又爰に申述度事有之候。右船は鐵製の方は御止、矢張木製の船可然被_レ存候。其故は日本に於て、船修覆のスレーフ、ヘルリンキ(摺送り勾配の所と譯す)(按ずるに修船渠、又は引上げドツタのこと)或はドロゲ、ドクケン(乾燥船修覆場―按ずるに乾燥渠)の如きもの、未だ其設け無_レ之哉に被_レ存候。右等の如き設け無_レ之しては、製船の底、錆腫れ等の掃除、毎時いたし候事難ニ出來可_レ有_レ之、依_レ之如_レ斯申述候事に候。
- 一 水かさ捻付蒸氣船、瓜哇にて拵立候末、和蘭第七月(日本六月に當る)同所出帆し、長崎出島まで來るに、必廿日經には著可_レ致候。
- 一 右船御當所に届候迄失費相掛り候は、石炭、油類、及び乗師人々の

新造船渡
來の日限

日本造船
所設立の
事

給料、食用等に有_レ之候し。

一 海勢船備の爲、船打建方、外國にて右御用被_ニ仰付_一候事、日本御奉行所に於て、御定御座候は、右打建候場所に打建所補理、其所に於て、右造作仕候方と相考候。勿論其末は日本に於て右等之船必打建方可_レ有_レ之、右打建所之事坏、御心得有_レ之候事、日本にて御仕立の時、急度御用辨と被_レ存候。

長崎は造
船所設置
に適當

此の如く追々は日本に造船所設置の必要を説き、又長崎が其の適當の場所なることを説いてゐる。

一 此結構の要害能き長崎の港は水の干満能く、至極丈夫の防禦勝手よき港にて候。斯る港なれば、蘭語にてウエルフと唱候船打建所營候に究竟の所に候。將又鳥渡一通り爰に申述候は、蒸氣船打建候ウエルフ取建補理、尙前に記候ドロゲ、ドクケン、或はスレーフヘルリンキ、並フアステヘルリンキ(眞勾配の所と譯す)補理、將亦蒸氣輔仕掛火燃所等付候大造の銀

冶營所、及び鑄立所、且又風なしにて風車仕掛不出來一時、蒸氣仕掛にて木材鋸業等必要の事に候。

此の意見書は、當時に於て採用せらるゝに至らなかつたが、然も現時に於ては、長崎は日本の造船所として、大なる誇りを持つことゝなつてゐる。されば此の意見書の提出者フアピユスの如きも、自ら先見の明なしと云ふ可らずだ。

フアピユス先見の明

造船指導者派遣の議

一 右等の事都て相整 候方便出來 候上、能心得 候人物有之、其業を營候義は勿論、一體の世話いたし、御當國にて夫等の事に功者の人物出來 候迄、心配いたし 候事大切の義に 候。

一 右一件心得 候人物 並船進退士官の者、或は諸道具を指揮いたし 候。武方の人物、是等の輩、和蘭陀國より乗渡 候方可然、乍併夫等の都合 仕候には、莫大の金錢費 候事に 候。

指導關人給料の事

一 事熟達功者の輩、數千里隔り 候所に罷出、細工等 仕候に於ては、先暫の間、其者雇置、譬へば六ヶ年程も出國致し 候を見當として、其給

料を渡し置候得ば、右出國の間、親族何れも其賃錢前渡の分を以、今日を送候様可致、將亦日本御奉行所にて御取極被爲成、右六ヶ年の間、首尾能相勤 候はゞ、何程の金被下 候と申儀に相成候得ば、右御用相濟 候後、其金を以て生涯全く 仕候様有之度 候。

一 何れの國に於ても、其國にて難達事、他邦より 求候時は、先右様之振合に有之事に 候。

亦日本の爲

以上は造船所の創設、經始は和蘭人に一任す可しとの意見である。彼は決して和蘭の爲めを主として、斯く云ふたのではない。固より和蘭人なれば和蘭の便宜を料る可きは當然の事であるが。然も彼は亦た固より日本の爲めを圖つたのである。而して其の好意の尋常でなきことは、文字の外に自然流露してゐるものがある。

【八四】和蘭人フアビユスの日本海軍創立に關する意見書 (五)

外人雇傭の必要

以下更らに露土諸國の實例に徴して、外人雇傭の已む可らざる所以を語つてゐる。

一 魯西亞國品物製造所、或は蒸氣船杯には、許多の外國人雇居候。將亦昨年トルコの軍船備中に、數多のエゲレス人見掛申候。加之フランスの士官トルコ勢の軍帥と相成申候。右に付トルコの若者數多エゲレス船勢の内に執行の爲罷在、且又フランス勢の内にも、執行の爲相加り居候者有レ之候。

雇傭外人の優遇

一 都て右様積古執行傳達いたし候師家の人物には、トルコ國帝より夥敷高の給金差出。數年右取立骨折候人物には、莫大之生涯手當金差出候儀に候。

其の効果

一 エゲレス國海上砲術心得候士官、トルコの士官水夫に至迄。大砲一式の事を傳候様の命を受、此人六ヶ年程トルコの用を勤め歸國せしに、其六ヶ年分を以て生涯安堵に暮し候に、充分の方便有レ之候。

アロイス人亦外人に傳習

一 誠にトルコ國は、夫等の事に因て、先草木に譬れば、見事の花實を得候儀に候。同國の海陸共軍勢其備結構に候。其備立調練を見候に、誹謗する廉少く有レ之候。

奧國亦同

一 オーステンレイキ國も、此振合に習ひ、近年は海勢船備著しき改正有レ之候。此儀至極褒賞す。べき事に候。船上の士官船打建方、同蒸氣機關方等は、至極大切の事を取扱ふ者に有レ之候。一體船方の爲には、星學、測量學、機關術、地理學、船打建方、其外諸道具等の事を識知する事肝要にて、其船

上士官となりては、大小砲訓練の事にも心得有之、城砦築營の事にも心得可有之事に候。將又時の模様にも随ひ、船の往來進退をも自在に駆引いたし候。事熟練不致ば不ニ相叶一事に候。

學校設立の要

以下更らに海軍學校設立の必要を語りてゐる。

- 一 是等之諸學、能々いたし候には、幼年の時より其心掛無之ては不ニ出來一事に候。於ニ諸國一先大體是等の事を執行致し候。學校取營、夫々其趣向有て専ら勉強有之候。
- 一 元來軍船如何程丈夫なりと雖、其指揮次第のものにして、萬一不熟の輩、事の進退なすに於ては、誠に以大切なる事にて、最危急の事に至候。事有之ものに候。是等の危患皆人能く解するが如く充分に演話する事、叶はざると思ふ事に候。
- 一 我既に三十有四年船上に在て、練磨する所の事を以ての論、如レ斯に候。右に付日本御奉行所に於ても、海勢船備の思召立有之に於ては、萬端必要の

海外留學の利

此の如く彼は自己の經歷上よりして、其の所信を開陳した。而して更らに我國青年の海外留學に就て、左の如く具申した。

- 一 年若の輩、執行の念有に於ては、爰に實情を申述度候。尤此義相叶哉否之義は、不ニ心得候へ共、歐羅巴に渡來し、執行有に於ては、必其業遂候事は顯然に候。勿論外國の人も、外國に出執行いたし候事にて、夫等の人物と相交り徳を得候事必然に候。此義日本御奉行所にて、御決斷出來、夫等の事に念ある輩其御用に申付候事相叶哉否の義は、不ニ相辨候得共、先有體に事の情を申述候。
- 一 又爰に不レ得レ止處よりして申述度義有之候。如何程よく打建、如何程能諸道具整、如何程よく武器を備へ、いか程よき蒸氣機關等有之候。蒸氣軍船たりと雖、不熟の人の手に有ては、無益の用たる事、當然に候。將又事は無益になりて、危急難計、加之聊の用にも立ざる事に金錢を費し候事

人物を贖
少費用に

結論

これあるものに候。よしや其船不可なりと雖、功者の輩の手に在ては、莫大の益ある事有るものに候。

一 右等之次第に有る候故、海勢船備の爲、一個國の究竟の人物を贖候に、纔の金錢の費を厭ひ、若干の事を損ふは不容易一事に候。

一 右之通申述度、先如レ此御座候。

一 右心付之分、自然日本御奉行所にて御取用之事も有る候はゞ、幸甚不_レ過_レ之候。

一 我當長崎之港に罷在候内、自然何歎御傳話申候様之事御望も有る候はゞ、何事に不_レ寄御傳達いたし度、既に貳百五十年餘、此繁榮の御國に通_レ信を以て接交いたし候事なれば、聊御爲に相成候事相勤度志望に候。

船將次官
グ・フアピユス

右之趣寫奉_レ入_ニ御覽_一候。

かひたん

とんくる・きゆるしゆす

右之通和解差上候。以上。

寅閏七月四日

西吉兵衛
榎林榮七郎

以上の長文は、別に説明を要せず、實に我が日本帝國海軍創設の一大警鐘であつた。

第十四章 再び海軍創立に關する

フアビユス建言

【八五】フアビユスの第二意見書 (一)

長崎奉行の質問

長崎奉行水野筑後守は、前に掲げたる和蘭の軍艦スームピング艦長フアビユスの意見書に、最善の注意を拂ひ、更らに和蘭甲比丹ドンクル・キユルシユスを介して、それぞれの質問などをした。而して其の結果として閏七月十二日附にて、甲比丹より、同閏七月十日附のフアビユスの意見書を轉送し來つた。是亦た日本海軍創設には、極めて重要な干係ある文字なれば之を左に掲ぐ。

和蘭國王蒸氣船之者、當閏七月十日、於出島一認レ之。

指導人數の事

一 長崎御奉行所より、御問合に相成候趣を以之御書面披見仕篤と勘考仕候處、蒸氣船運用、筒類用法製造、或は蒸氣機關取扱方、船打

仕官の要

傳習の順序

待遇方法の事

建方等、何れも執行届候様教導いたし候には、夫々事柄も多く有レ之事故、其教方いたし候人物數人無レ之は難レ届可有レ之候。一 此度之一件に付ては、身分官位の論よりは、先事柄を大切といたし候事と考候。夫々の事柄傳授いたし候には、夫々の事に熟練の輩に無レ之ては不三相叶申、然れば先士官の輩に無レ之ては不三相叶一哉に考候。一 水夫の仕業、是亦大切の事に有レ之、就ては水夫に仕立候日本人之所にては、最初の程は、諸道具取付取離しの工合、帆の取付取離しの工合、所謂水夫之仕業の事に手加勢致し、漸々執行いたし候様有レ之度事に候。一 傳授いたし候輩、一今年何程位の給料に可有レ之哉の義、何分一存にて難レ決候。隨て相考候に、此度日本御奉行所にて、其義に適當致し候人物御召にも相成候御思召に候はゞ、先何程之金錢、夫が爲に御備に相成、猶御出方之御都合、且又右教導の爲能出候者滞在中、何等之事々御免に相成候と申義は勿論、御取扱振等の義、承知仕度事に候。

一 右申上候義御決斷有之候上は、事に功者にして、至極適當の人物
逸々罷出及ニ教導一候は、則左之通の學術に候。

地理學 窮理學 星學 測量學
機關學 按針學 船打建方學 砲術學

右之外軍用武備に携り候諸學

一 夫々の事柄に付ては、逸々夫々の人物無之ては、不相叶一義は顯然の事
に候。雖レ然又稀には一人にて、幾事も傳教いたし候様の輩も有之者に
候。然といへども傳授を受候輩の處にては、其師たる者、他事に繁多な
るを以て、其一事に而已拘り候義不出來一處より、教方不充分事間々有
レ之候物に候。此故に願くば一事一事に夫々鍛鍊の輩より教導可レ然事と
考候義に候。

一 國民の幸福を増んと欲せば、先相應の執行人を撰て、以て事の教導を旨
といたし候義先第一の事に候。

一事に怠り有て其執行不充分時は、後日に至ると雖、益なき事に候。

一 往古よりの録説は、公の書なり。斯る理屈の事は、混ち(原文のまゝ)幾
丁に歎記し有之事に候。

一 右一件傳授いたし候人物、其學識精巧に於ては、歐羅巴にて事足り、
今日を安穩に送候輩にて、敢て數千里を隔候海外に赴候に及ばず、
然るを其言語は勿論、作法振合掟等も、其本國とは拔群異り候所に罷出
候義に付、夫等の情合、日本にて能御勘考有之度候。

一 是等の處日本御奉行所にて、深く御含、彼是の義、御決斷に相成候様有
御座一度候。

一 右様の義に師と成候程の人は、先其身の爲に相成候様の義にても無
レ之ては、遠海を渡り罷出候志出申間敷哉に候。

以上は専ら日本海軍創設に付き、教師の必要を説きたるものだ。

〔八六〕フアビユスの第二意見書(二)

召聘教師の自由

彼は我が召聘する教師に付て、左の如く陳述してゐる。

一 右の義に付、猶亦爰に彌極意之處染筆仕度候は、左之術々能く相
定り決著仕候様有レ之度候。

一 師と相成、日本に罷出候輩、滯在中フレイヘーデン〔原註 上は王侯

より下は賤民に至る迄、人たる丈の自由自在の義、和蘭國語にて、フレイヘーデン又はフレイヘ
イトといふ。通常上下の差別なく今日を送候心得の義。〕子細有レ之間敷候。

即ち其の一身の自由を保證することを意味する。

教師待遇の事

一 日本にて御取扱の御振合一體御遇接振等、御入用も相掛罷出候

者の義に付、彌以宜可レ有レ之事に候。
一 給料御渡方の御振合、且又右師たるの人物、如何の御都合にて、何方
に滯留可仕哉、承知仕度候。

教師衣食費の事

一 事の執行益を求候爲、師とし物を習候に、何れの道、何れの國と
雖も、矢張同様の譯に有レ之候。

一 右等之義に付、御問合之御答には、先此分に御座候。

以上は長崎奉行からの質問に付て、教師の待遇上の事に付て答へたものだ。

一 右師として乗渡候輩の衣食等之義に付、御問合之義、勿論是は手賄之
事と被レ存候。此義は其輩の心得内の事と相考申候。

此れは既に相當の俸給を得たことであれば、自給自辨が當然との意味だ。

再び造船所の事

一 右之外ウエルフ(船打建場)ドック、ヘルリング(各船修置或は掃除取繕ひ場)等之
義は、既に先日海勢船備の一件申述候頃申立候通の義に候。猶爰に
又々此事を申述度候。

一 海勢船備を得んと欲せば、軍船就中蒸氣船を不レ得ば叶はず。然る時は
先差當り必要たるものウエルフに候。此物無レ之ては、船修理の手當且取立
方或は船底等の見改杯不出來道理に候。

費用決定の困難

一 右等の事の爲、ドローク、ドック（乾燥船修置場——按ずるに乾燥渠のこと）或はスレーブヘルリング（摺送勾配の所と譯す）にあらざれば、蒸氣船に於ては、彌以共都合不出來一事に候。

一 右等の趣向取整候には、若干の金錢費候は勿論の義にて、數多の時日、夫が爲に掛り候事に候。

一 右の趣向取營候爲、入費金錢の高は、最前より見込出來不申、右等の義取掛候以前に、先其處の地面見定、夫々手數いたし見不申候以前には、決著難出來候。

一 其土地堅剛に有之候歟、又は柔軟に有之候歟、或は其所地面に柱を建仕切を付候爲に、其趣向をなし候歟、其可否、或は其所掘穿つに容易なる歟、又は不然して其所岩石ある歟、斯る利害あるに於て、其入費に拘る譯にて、其工合に依り、夫が爲の失費様々異同有之候。

一 右等の儀取調候以前、其地面の處、右等の事に携候功者の人物

大砲の事

に見分穿鑿せしめ候様可有之事に候。右見分穿鑿方の義、ワートルスタート（木の有様と譯す）の事を心得候職分の者の任に有之候。右修覆所取營候前、則如此次第に有之候得ば、右職分の任に當り候者共、御呼越に相成不申ては、難出來譯に有之候。

以上は造船所及び船渠の必要を説きたるものである。

一 鑄筒、鐵筒價の義、御問合に相成候處、右價の義、何分取極難ニ申上候。新物にて其目方を以て賣買仕候義も有之、又時に依ては、其品の有高多少に因り、鑄筒鐵筒共價の高下有之候。事共御座候。

一 阿蘭陀、エゲレス、フランス各國の海勢船備に於て、至極の輕筒の外は、都て鐵筒相用候方に相成、今専ら船用筒新規のものは、都て鐵筒に有之殊更鐵なれば其價も安く有之候。

以上は鑄筒及び鐵筒の事に付て答へたるものだ。鑄筒とは銅と錫との合金もて作りたる砲、鐵筒とは鑄鐵もて作りたる砲だ。

〔八七〕 フアビユスの第二意見書 (三)

更に意見

彼は長崎奉行の諮問に答へたるのみならず、更らに其の意見をも、提出してゐる。

蘭語學習の要

- 一 御奉行所より、御問合之廉々先夫々御答仕候通に候。隨て猶又日本御爲を考へ申述度義有之、猶爰に染筆仕候。則左之通に御座候。
- 一 日本御政府にて、大造の御入用相掛、御手當に相成候。海勢船備の義に付、先差當り重立必要といたし候。義有之、則別義に無之、阿蘭陀語識知有之度事に候。其故は右傳授の爲、態々乗渡師と成候者は、日本語一切不心得者と被存候。右傳授の節、通詞の手を経候様有之候。ては、誠に以面倒に有之候事に候。依ては只其通辯而已の爲、無益の時刻を費候様相成、彌以面倒の事に有之候。
- 一 此末右師たるの輩、出島に罷出候迄の間は、餘程の時日も相隔候。

蘭語學校設立の要

此の如く彼は先づ和蘭語の學習の必要なる所以を開陳した。

- 一 日本御奉行所にて、我申立の趣意を可然と被成候事に相成候。義に候は、先最初に長崎表に學校御取立、海勢船備方に御仕込被成候と被思召一候年若の輩、右學校に入塾有之、阿蘭陀語執行有之候。義肝要に候。

此の如く彼は和蘭語學校設立の必要を開陳した。

- 一 右の評論御取用に相成候。上は、金錢は勿論、事をなし候時日迄も、無益と相成候事無之、歐羅巴より傳授の爲、罷出候者、教導の事に

以上の利

取掛り候時、萬端速に至極辨利能可有之、隨ては忽ち日本人軍船の味を覺へ、自己の國人にて、進退自由に船運用、日本其自國の旗を建、如何程の繁昌富貴、他に比類無きの名譽言ふべからざるに至り可申と被存候。

此の如く日本人が航海操艦の術を習得し、四海に日本の國旗を建てたる船を乗り廻はすに至らば、日本の強威、以て知る可しと云ふ。此れは決して浮誇の空言ではない。正に是れ一種の豫言と云ふ可きものであらう。

一 世界地圖は、よく見る可きものなり。又往古よりの説録等を覽見するに、習學する所あり。是別義に無之、誠に阿蘭陀國は些小の國なり。雖、然海勢船備有て、海方習熟の人物不少を以て、既に獨立し、加之海外に夥敷大國等を若干領し、候事に相成申候。

此れは世界の地理と歴史とを通覽して、其の實例に徴し、以て一國を經綸す可しとの意味だ。

世界地理
學習の要

日英比較

一 亞細亞の東方に當て、日本の島々あるは、歐羅巴の西に當てエグレスの島々あるが如し。然れば今エグレスのものするが如く、日本に於ても、海勢船備を御立、港渚防禦有て、貿易富貴強盛たらん事必然の至に候。是れ宛も日本の爲めに、百年の後を豫言したるものに似たり。日本を英國と比較するは、維新以來の極まり文句となつたが、然も當時に於ては、一個の卓識と云はねばなるまい。

一 日本御奉行所にて、是等の義御熟考有御座度、必事の是迄不取掛一を遅き杯と御了簡違無之、今究竟の執行時たるを、不然而と不心得杯有之候ては、残念の儀に候間、夫等の向には、能御諭し、必しも今の良時を無益に送り候人物無之様仕度候。

所謂唯此時を然りと爲すとの意見だ。フアピユスの用意も、亦た親切と云はねばならぬ。

一 日本高政府にて、是等の情合御熟考被爲成、追て傳授の爲罷出候

只此秋を
然りとす

更に蘭語
學習を勸む

者教導いたし候時、御辨利の爲、年若の人々和蘭陀語稽古執行勉強有御座一度所レ希候。

船將次官

ゲ・フアピユス

日本通商 阿蘭陀かひたんえ
右之通 私義迄申出候に付、寫奉入ニ御覽一候。

かひたん

とんくる・さゆるしゆす

右之通和解差上申候以上。

寅閏七月十二日

西 吉兵衛印
西 慶太郎印
檜 林榮七郎印

以上が則ち第二回の意見書である。而して何れも日本の海軍を創設するに於て、重要な件である。

〔八八〕 長崎奉行水野忠徳の質問書

奉行の質問書

長崎奉行水野筑後守（忠徳）は、尙ほ前掲の和蘭艦長フアピユスの意見書に對し、同七月十三日附にて、左の如き質問書を與へて、其の返答を徴した。

給料待遇の件

船將次官之書面（参照 八五―八七）遂ニ一覽一處、條々何れも著實之論、可レ議處無レ之、乍去猶我心胸を開いて、今一應左之條件問合候。

一 第四个條傳教者之給料、船將一存にて難レ決問、此方之見込可ニ申達一趣は、尤に候得共、自國にて之扱と違ひ、是等之義、固より我國比例無レ之故、一己之答に難レ及、就ては右員數大凡之目當不ニ相分一候ては、

簡易速成
を求む

江都えも難伺、其方には諸國之振合も可有之間、術業鍛練中等之人物にては如何程成哉。大凡之定額、何分にも承度、且滯在中可ニ差免一義並取扱之次第等、是亦前同様故、其方之所存一應承り度候。

一 凡そ事皆其理ありて後に、其形あり、形を知つて理を知らざれば、内なく、理を究めて形を見ざれば、外なく、事亦了解せざる故、此未申立之通、其國之理學を精究し、蘭語等可學、夫に付學校取建無之ては不叶段は、至當之論に候得共、窮理之學は數年之日月を待たざれば通じがたく、海軍之實備は、當今一日を後るべからず。當然之順序に従つて、其道を學び、形理内外共に全きを求めば、譬へば日暮て道猶遠き如く、運用之術は、容易に不遂して居ながら時機を失ふべき間、只今倒行逆施之方便を以、學校之營築、究理之精學を後にし、一通り皮膚之筋合口授を受る上は、直に實物運用之教を受んとす。只是等之事、我國絶無之業を開く事故、學校取建之一事も、衆議容易に難決、船將之論を聞ば、只其業之廣大なるに憫んで、却て深切之厚志に

傳教者人

背き、空敷機會を過すの恐有之間、不得止事、猶亦此儀に及び候。且先づ實物に就て、稍其一端を得ば、人皆必ず其術之善を信せむ。已に其善を信する之後は、人心之是に向ふ積水山を下るの勢にて、如何成大事、如何成難事も不厭、手を可下は必然故、船將實に我國家之爲を思はば、是等之情合深く勘考いたし、當今之處は、議論兩三等之下きに就、我之手を下すに易きの工夫あらまほし。されば傳教之者も、形理之學術十全なる上等に無之人物にても可ならん歟。

右之條件、猶亦船將え申達、卓論承度候。

寅閏七月

只應急施
爲を欲す

以上の質問書は、長崎奉行當時の立場としては、尤のことと云はねばならぬ。幕府は唯だ即今の急場に間に合ふことを主としてゐた。百年の大計は愚るか、十年の計畫も無かつた。されば兎にも角にも、蒸氣船運用の道さへ授かれれば、それで當座は満足したものであつた。否なそれさへも餘儀なき刺戟によりて、

覺醒するに至つた。されば今更ら海軍兵學校建立などの議を建て、も、容易にそれが實行の運びに至るまい。それよりも先づ手近の所から實物教育を施さば、自然と人心之に歸向するであらうとの意見に外ならなかつた。此に就て和蘭甲比丹キユルチユスは閏七月十七日附にて、左の一書を長崎奉行に呈した。

キユルチユス答書

長崎御奉行水野筑後守様へ

一 當閏七月十三日以ニ御書付（参照 前掲）被ニ仰渡一蒸氣船主役え問合方仕候様之儀奉ニ承知一候。隨て主役より之答書寫奉レ入ニ御覽一候。（参照 八九一九一）

八九一九一

一 主役申出候に、傳教之師及び士官等の御取扱振之義は、かひたん方にて相心得、可ニ申上之義に可有之候。義に御座候。然る處當七月六日、此度蒸氣船渡來之義に付、以ニ書面一申上候。義に付（参照 神奈川條約締結篇八九、九〇）御沙汰御座候。上は、其旨彼方政府え申越候様可仕候。右等之御模様相分り候。上ならでは、右取扱振等之義之申立不レ任ニ心底一候。

此儀乍レ序奉ニ申上置一候。此段謹で奉ニ申上候。

かひたん

とんとる。さゆるしゆす

【八九】フアピユスの第三意見書（一）

フアピユス答申

前に掲げたる長崎奉行水野筑後守の諮問に對し、和蘭軍艦スームピング艦長フアピユスは、閏七月十四日附にて、更らに左の如き答申書を提出した。

内密 國王蒸氣船スームピング（船號）之者、當閏七月十四日於ニ出島一認レ之。

一 長崎御奉行所より、御書付の趣の義に付、其御方より御談に相成、右に付ては委細承知仕候。

手當給料の事

東印度出役土官給料の例

一 日本御奉行所にて、阿蘭陀傳授の師等の御手當給料杯之義、御決斷難ニ出來は、元來其阿蘭陀之風儀人情動作等の義、分明に相知れ不レ申事故、至極御尤と存候。

一 此以前當閏七月十日、申出置候通之義(參照 八五―八七)に有レ之候段は、相違無レ之義に御坐候。

一 右様の次第に御座候間、此義に付表通り申出候義は不ニ相叶、且我任にして、不當の事に有レ之候。

一 右の譯合には御座候得共、右手當給料凡の處、御含に申上候様仕度、餘程遠海相隔り候日本に罷出候氣合に相成候には、御手當の御心持可有レ之事に候。

一 長崎御奉行所より御頼にも相成候由に付、凡の御心積にも可ニ相成こと考、比例の端にも可ニ相成一哉と心得申上候様可仕候。

一 阿蘭陀船備として、東印度に出役の土官、年々受用いたし候高、左之

通に御坐候。

壹萬千ギユルデン(銀錢の名)船將(下ケ札、此ギユルデンは、日本通用銀に比すれば、六匁二分五厘に當候由)

八千ギユルデン

同次官(但副將)

五千ギユルデン

右次官(但第一等の士にして軍船指揮方也)

三千八百ギユルデン

右同官(但船中にての土官筆頭也)

二千四百ギユルデン

右同官(但第二等)

二千五百ギユルデン

機關方筆頭

千六百ギユルデン

機關方(但此機關方にも次第有レ之候得共、先平均にて記し置候)

右の外に、阿蘭陀奉行所より日日の食賄の手當有レ之候。

一 衣服の義は、夫々自身々々の手物入りに有レ之候。

一 年若の輩、海方士に御仕立の爲の師たる人物、日本御奉行所にて、御呼越の御積にも候はゞ、其人は軍船指揮のみに無レ之、防禦、責方等にも熟達、

雇備人物要す巧者な

瓜哇給料
と同一に
律し難し
優遇を要
する理

給料一律
に難し

師範は優
良人物を
要す

功者の向を相撰、御用爲レ勤候義、肝要の事に可レ有レ之候。

一 右様の人物、瓜哇に罷在候者の内にては、斯遠隔の日本に罷出候氣合に、同様の御手當給料にては、相成申間敷義は、顯然の事に候。

一 日本御奉行所にて、右等の意味合御勘考、御手當給料彌増候義にも相成候はゞ、師たるの人物引出し候手段にも可レ相成一哉。前文申上候通に御座候。

一 外國に於て、其他の國より師たるの輩招待、其奉行所の用に仕ひ候振合等の義、區々に有レ之、其國に依ては遠隔の工合多少も有レ之、國に依ては安否不同にて、或は争亂中或は平穩、是等の所よりして、作法風儀國の規定とも様々に有レ之、右等の譯にて、師範の輩受用の給料手當高區々に有レ之、比例難ニ相成一候。

一 右の次第に御座候間、私義心得候當りを以て、給料の義申上候義に御座候。希くは右師範家熟達の輩にして、人柄能く慥なる人物可レ然事

に候。

一 右師範の身となりては、其受用する所の給料を重と見當にいたし候事に候。其身分身柄等の論は、既に申述置候通、敢て大切といたし候譯柄に、此度の一件に付ては無御座一候。

右要約

以上は専ら和蘭—瓜哇—より教師を招聘するに付て、其の報酬に關する意見である。要するに彼の言ふ所は、東印度地方に出役する和蘭海軍將校の俸給既に前記の如くなれば、日本に招聘するに就ては、其の振合にては六ヶ敷、更らに高給を拂はねば、とても然る可き人物は得られぬと云ふ譯だ。

日本文化
功に百献の

日本の文化が、如何に外國の雇教師の努力に負ふ所が多なるかを知るものは、此の雇教師の爲めに、多額の金錢を愛しむ可らざる理由を、當初我が幕吏に鼓吹したる、フアピユスの意見に負ふ所の少くなかつたとも、亦た識認せねばならぬ。

【九〇】フアビユスの第三意見書 (二)

語學校設立に就き

以下更らに學校設立に付て、其の意見を開陳してゐる。

- 一 先般申述候 學校御取立方の一件に付て、尙又申述置度候。
- 一 學校の義に付ては、右は唯蘭語稽古執行而已の爲に、御手當有之候様の事に候。頃日御奉行所の御書付にては、直様窮理學星學の指南可致哉の様の御文言も相見へ、聊以左様の譯に無之、只主として申述候は、蘭語執行の爲の學校の義に有之候。何卒熟達の師範家歐羅巴より參候以前に、蘭語丈々は執行出來候 様有之度候。
- 一 爲念尙又申述度候。師範者渡るの前、蘭語丈々は既に執行出來居候事、最必要候。蘭語すら執行の不出來一位の人なれば、其師範家よりの教授の旨、急に難ニ請取、就ては無益の時、無益の金錢費候 様可ニ相成候。
- 一 爰に附言いたし度候は、先阿蘭陀國に於て、海勢船備の執行爲致候。

受教者蘭語熟達を要す

和蘭海員養成の法

實地教練

年若の者は、大抵十四歳十五歳にて、其爲の學校に入れ申候。勿論此年齢にて、我自國の阿蘭陀語は勿論、算用、測量、地理學、錄說書學等悉く充分執行積候上、右海勢船備執行の學校に入れ候事に候。勿論蘭語、算用、測量、地理學、錄說書學執行成就の可否吟味濟の上の事に御座候。

一 右海勢船備執行學校に入て、三四年にて、通例習熟出來候。是勿論其人の勉強と賢才とに依り候事に候。

一 海勢船備學校にて熟達いたし候上は、忽ち航海の船に乗せ、船上にて執行の心得に罷在、實物の事に掛らせ候。扱右之通りに仕候内、彼是一介年程も相立候得ば、士官の任に當り候 義相叶哉可否の爲、猶又吟味を請候事に規定有之候。

一 右吟味の末、熟達の義相顯れ候上、則士官下等に取立申候。將又右士官下等の者身進望候時は、又々吟味を受候 儀有之候。

以上は則ち日本に於ては、何よりも蘭語傳習の學校を急須とするとを説き、且

つ和蘭に於ける海軍士官養成の順序を語つたものだ。
以下は更らに商船學校に付て、開陳してゐる。

商船學校の事

一 阿蘭陀國既にアムステルダム（和蘭都府の名）には、不相變一今に航海執行學校有之。則此所に於て、年若の者、商賣船渡海用之執行仕、右學熟習の上、商賣船の船頭と罷成候様有之候。然るに此學校にて執行いたし候は、聊以武備の事にあづからず、蒸氣機關學に不携、只渡海而已の事に有之候處、夫すら右學校に入候事、三ヶ年に御座候。

一 長崎御奉行所御意の通、事皆理屈あり。故に我また爰にいはんと欲す。航海學校に入り、久敷執行するの事、是又理屈あり。其稽古執行するの事、誠に以數多あり。我爰に染筆する所以は、希くは長崎御奉行所にて、篤とよく御察し被下度、其趣意は、元來蒸氣船運用等の爲には、必要の事若干有之、中々輒く速に其業會得いたし候様の義容易に無之、此學習誠に以大切の義に有之候。此六ヶ敷義、日本御奉行所にて能々御分りに相成

フアピユスの親切

候様仕度儀に御座候。

長崎奉行の目的は、只だ即今の間に合す可く、間に合ひ的人物を成る可く手輕に養成せんとするにありて、云は、唯だ航海運用の初歩さへ心得る者を養成すれば、常分それにて満足と云ふ譯であつた。然るにフアピユスの意見にては、蒸氣船運用等の事は、決して容易の業ではない。此れは必らずそれぞれ正式に其の習業を積み重ねばならぬと云ふ旨を、極めて懇切に説いてゐる。

此れは必らずしも日本の爲めを計りて、親切であるが爲めと云ふばかりでなく、事實全く此の通りであつたからだ。如何に間に合せの航海士を作ればとて、一通りの科程を踏まねば、到底その航海士さへも、養成は出来ぬからだ。

【九一】フアピユスの第三意見書 (三)

日本青年
敬ふべし

彼は以下に於て、日本青年の以て教育するに足る資質あることを、張膽明目して語りてゐる。

- 一 我斯く染筆するは、思召立の義を、彼是申候義には無之、只我思ふ意を述るのみ候。扱見受候に、日本若の輩、至極才あり、稽古執行せしむるに良善たらん。將た其昇達速ならん。故に其師範するの輩、究竟の人物ならば、一入可然事と被存候。右に付ては、師範の向渡來前、蘭語執行熟達して、師範家より授くる所の蘭書は勿論、其師範家のいふ所の事も、逸々能く分り候様有之候義、曾以大切の義に御座候。
- 一 阿蘭陀語識知の上は、事速に整候様可相成、然る上は、日本於て御奉行所、頗る人物の士となり候輩、出來可申被存候。
- 一 斯く幾度歎彼是理窟を述、及ニ説話候も、只是日本の御爲を思ひ申之候義に候。

更に教諭

以下更らに教師招聘待遇に付ての意見を開陳した。

待遇意見

親切鄭重
を要す

一 御呼寄せに相成候師範の者、御取扱振の義に付ては、我何とも御答無之、此義は日本御奉行所にて可然と被思召候通の方至極と被存候。此御問合の義に付ては、先斯の如くに候。

斯くの如く、一切日本奉行所の見込次第と申しつゝも、却て更らに他國の取扱振を例證して、懇々其の親切鄭重ならざる可らざるを云うてゐる。

- 一 爰に附言仕度候。魯西亞國、オーステンレイキ國、プロイス國、トルコ國等にて、外國の人を頼師範家といたし候に、其各の政府にて、至極丁寧の取扱にて、不自由不勝手の事更に無之様の都合に有之段は、我兼て見聞能任候義に有之候。
- 一 充分の御手當にも相成、猶御取扱振も可然有之候時は、忽ち直に右師範究竟の師、何程も可參様の義に、此我書面に付て御了簡違共有之候ては不本意に付、爲念此儀御合點申置候。
- 一 歐羅巴の諸國に於て、既に學校の營業は整ても、其ため究竟の師範者

題材を得

るに時日を要す

を得る爲に、暫く手間取候事、毎々有之候。是非相應の師範家を求候には、暫の時日經候ものに候。此の如く良教師を招聘するは、決して容易の業ではない。高き俸給、手厚き待遇さへ出せば、何人でも、何時にも出で來る可しと思ふは、大間違ひだ。其の適材を得る迄には、多少の時日を要すること、其例決して乏からざる旨を、反覆説明してゐる。

善良師範得難し

一 其御方には、歐羅巴の學習執行取立等高等学校（按するに高等学校とは御學校と云ふ意味ならむ）の事に至る迄、よく御存の事に有之候得ば、我演舌する所の事は、必定御合點の事と存候。兎角に善良の師範家得易にあらず。求之に甚だ難し。故に是等の義我いふ迄も無之、其御方にて、日本御奉行所え能く被仰上候方可然、一時に皆何れの道の師範家も、一同參候と申義は六ヶ敷、尤夫々の師範家漸々に相揃候様の儀は、相違も有之間敷事哉に被存候。

船將次官 グ・ファビユス

日本通商 阿蘭陀かひたんえ

かひたん、とんくる・さゆるしゆす

右之通寫 奉入ニ御覽一候
右之通和解差上 申候。以上。

寅閏七月十七日

西 吉兵衛
西 慶太郎
西 榎林榮七郎

右書簡の效果

此の如く長崎奉行水野忠徳の諮問と、和蘭の艦長ファビユスの答申とは、其間に少からざる距離がある。前者は當座間に合せの教育に付て問うたが、後者は當然の順序を踏む可き教育に就て答へた。而して此の答申が、長崎奉行の蒙を啓きたることは、長崎奉行よりして、江戸なる老中への伺書を見れば、自ら分明するであらう。

【九二】長崎奉行水野筑後守の海軍創立に關する意見書

蘭將意見
出書幕府提

前に掲げたる和蘭軍艦スームビク艦長フアビユスの三回に亘れる意見書の全部を、安政元年閏七月二十日附にて、長崎奉行水野筑後守は、自己の意見と共に、之を老中に提出した。

水野の意
大體蘭將
に同じ

水野の意見書は、概してフアビユスの意見の大要を略叙し、その通りにて然る可しとの意味であるが、彼はフアビユスの蘭學校設立に付ては、

彌傳法等 仕候節は、品々學術等教授可仕、且右之傳法受候者蘭語辯候様仕度、就ては蘭學校御取立可有之由、其手順は申立候通に候得共、此義は不ニ容易一事にて、急速調兼候上、右様之次第にては、行末異國之風習に可ニ押移後弊有之

蘭語學習
の要

と云ひ、然も蘭語修業のことは、彼も亦た其の必要を認め、

海軍興隆
の要

蘭語稽古之儀は、此節御人撰之者、御治定にも相成、唯今より修業仕候は、學校御取立無之候共、行届可申哉と奉存候。

乍去軍艦御買入並蘭人御手當共多分之御入用に有之、此節禁裏御造營を始、内海御臺場御築立、其外御入用一時に差湊候折柄、可相成一丈減省致し、御都合能相整候様仕度、諸事厚く勘辨を加取計候義に候得共、外國之振合等引證仕申出候趣、事情不レ得止之義故、強て御入費之筋而已一途に難ニ申述一場合に御坐候て、阿蘭陀におき候ても、此御手當向御治定不ニ相伺候ては、傳法人連渡申間敷哉と奉存候。

船將申立
採用の利

御充實相成候共、海軍之御備相立不申候ては、永世外夷之兵鋒を押へ、御國威廓開之期も無之、昨年中御英斷を以、軍艦持渡之儀、阿蘭陀へ被仰付候得共、此義も追々御手延に相成候ては、自然夫々氣緩も生じ、思召之程、貫通仕兼候義も可有御坐候間、此度船將之申立御取用相成、軍艦新調、並渡來傳法之儀共、阿蘭陀へ被仰付候はゞ、御國威御挽回之御趣意貫徹可仕、航海之術已に開候上は、古來より威震仕居候義勇之風習一際奮起仕、御威徳海外に伸び、夷賊自然跡を潜め、此上共萬世御安心之基と相成候儀候得ば、敢て御費用を被爲厭候筋には有御坐候敷と奉存候。尤前條之次第、阿蘭陀本國あゝて、取計候趣候得共、商賣船之歸帆に申渡候ては、本國え通達方時日相後候程難計、此節之御場合一刻も早く御實備相整候方可然哉に候得ば、右御手當向並船形員數等迄も、當節御治定にて、船將歸帆之節、御達に相成候はゞ、直様本國え相届御手繰にも相成可申と奉存候。

教師備入
の利

水野の意見は、尙ほ一膜を隔てたる遺憾無きにしもあらざれども、其の海軍興隆の一日も忽がせにす可らざる所以を説き出して、尤も痛快剴切を極めてゐる。

尤傳授人連渡候ては、御費用相嵩候故、運用等爲ニ修行御當國之者、阿蘭陀へ被ニ差遣候方可然旨申立候段は、御國法あゝて難ニ相成、殊に被遣候人々御撰も不ニ容易候上、遠海懸隔、病災其外故障候共、急速御引替難届、其上被遣候者限り之傳習にて、事柄狭く、當方え御呼寄に相成候得ば、手廣傳習相届、且執行之様子に寄、御引替等之御差支も無之候得ば、御費用相増候共、當時之處、連渡之積被ニ仰渡候方可然哉と奉存候。右之趣、永井岩之丞(目付)えも申談候處、見込同様之旨申聞候。依之此段奉伺候。尤差向候儀に付、早々御下知被ニ成下候様仕度奉存候以上。

惟ふに水野の此の意見書は、幕府海軍創立に付て、少からざる刺戟と促進とを

與へたものであらう。

小野友五郎渡海新編大意

此時牧野備後守家來天文方手傳小野友五郎渡海の方法を撰述し渡海新編と名づけ政府に獻呈す。其大意に曰、

從來の日
本海船

皇國は東洋に獨立し周圍海面に接して各所に天然の良港を具ふ。是即舟楫を以て不通を濟ひ、國家之利用を起すに適せり。往古崇神天皇の御宇舟楫を造らしめ不通を濟ひ利用を起し給ひしより近古に及んで漸次此道開け異邦に往來し互に貿易を爲すに至る。然るに我姦曲の商人等妄に遠洋に渡海し私利を貪り、時として異邦人は國教を以て我愚民を惑亂いたさせ、自然國家に妨害あるを以て嚴令を下し堅牢なる大船製造及び遠洋渡海を制禁せらる。以來絶て遠洋渡海する者なく、此時を期として廻船は地方に添て山岳を目的として廻船する風習となれり。

用表元組
撰述

地廻り回船は時として難風に遭ひ大洋に漂流せば、素より渡海之術を辨へざる船子共、方向を求るに由なく憊悴にして異邦人の手に助命の恩恵を受けるの外なし。是等を察して嚮に回船安乘録、海路安心録、渡海標的、回船寶袋等の書籍あれ共、元來一小冊子を以て渡海の詳悉を盡す能はず。乍レ恐大猷院様、有徳院様御代に天文地理の學文究の義台命被爲在、日に増し諸藩相開け、天文は終に交食の時間を過たず、今時に至て渡海之方法を撰述して其用に供せんとす。是即台命の厚きに因る者にして感戴之至と奉レ存候。昔時は見聞も稀なる異國船時々近海を通航いたし、殊に亞墨

用表効能

利加軍艦浦賀著港以來御武備専ら御世話被爲在候内、船楫之利用に起る者少く、今般諸家へ大船造督御許容之旨被ニ仰出ニ公儀に於て海軍御擴張の御趣意を以て、嚮に御軍艦御造督相成、艦隊之基礎御創立被爲在候に付而は、渡海之方法撰述仕度段、昨丑年天文方足立左内を以て奉レ覽候處、當寅二月中獻本之義は追而可レ被レ及ニ御沙汰ニ撰述之義不レ苦段被ニ仰渡ニ其以來丹精を盡し、方向數理并弧度汎法等而解義を詳明にして用表の元組撰述仕候。

此用表は舟行之諸数を併列して、専ら簡易に用算の煩勞を省くを主とす。其舟行の概略は出帆する地の經度と緯度の二數を原として遠く海岸を離れ望む所へ渡海する者にして、其方法の概略は弧度汎法に述るが如し。而して鐵路を確定するは諸曜の正行を測定して先づ本船所在之緯度を算定し、而して時刻の經歷に因て其經度を詳明にす。此方法に因て渡海する時は更に鐵路を失ふ事なく、遠洋を往來し不通を濟ひ、實に國家の利用を起す。殊に海軍に在て其用舉て知るべからず。此書大成の上は諸家の大船造督の向は勿論、一般に渡海の方法教授被ニ仰出ニ候得ば、御趣意完全可レ仕奉レ存候。

右は渡海新編の大意如レ斯御座候。以上。

安政元寅年十二月

小野友五郎

〔海軍歴史〕

〔九三〕 和蘭日米の和親條約に均霑す

長崎奉行
通達

米露船渡
來始末

日米締約

和蘭の爲
の開港許
可

長崎奉行水野筑後守は、安政元年九月二日附もて、和蘭陀甲比丹キユルチユスへ、彼の希望通りに、和蘭が日米和親條約に均霑する旨を、左の如く通達した。去る七月、中、商賣船入津之節差出候書面（參照 神奈川條約締結篇 八九、九〇）遂に一覽江府へ申上之處、願意之趣、御聞届に相成に付、北亞墨利加合衆國及魯西亞國之船渡來之始末申達候。

一 北亞墨利加國使節ペルリ昨年來近海え再三渡來に付、政府之命により、委任之役々會合之上、下田、箱館開港の約を定む。魯西亞國之儀は使節ボウチヤチン當港え渡來之節、委任之役々會合せし而已にて、約議決著せず退帆しぬ。

和蘭は通商之交義他に異なるゆへ、政府におゐて尤親睦せらるゝは、其方已に知る所にして、今他の國々え替りたる扱あれば、和蘭えも同様可被致

交易は從
前通り

敢て特惠

は、政府之素意なれば、合衆國え許せし如く、薪水食料其外船中欠乏之品を辨じ、又は破船修復之爲、下田、箱館兩港え船を寄るを差免す。誓約書面は、甚重んずる所なれど、親睦之久敷により、合衆國と約する處の誓書、一條之遺漏なく、此度相渡間、下田、箱館兩港にての扱、惣て其通りに相心得、尤開港之儀は、國家之重事なれば、貴臣に會して規定を可定なれど、我政府之和蘭を待する心を推て、和蘭政府の無僞を信じ、貴臣の來るに及ばず、今其方に明白相示間、本國政府え此旨厚く可申通。交易之儀至りては、是迄之通長崎港に相限間、同所之規定、愈堅可相守一候。海外萬國衆多星の如くにして、獨り至遠之和蘭に最無疎意ものは、只積年一片之交義を重するゆへなり。若此後信義關る事あらば、日本之港口盡く和蘭之爲に、永く可閉ま、是又本國政府へ可申通一事。

嘉永七（安政元年）甲寅年九月
以上の申達は、別段和蘭人に對して、特惠を分與したる點無きも、彼等は兎も

を分與す

角も坐ながらにして、米國人同様の待遇を受くることとなつた。固より當時の和蘭に於ては、恐らくは長崎一港で澤山であり、必らずしも下田や、箱館に其の船舶を出入せしむる必要は無かつたものであらう。

甲比丹返書

此に付て和蘭甲比丹キユルチユスは、九月五日附にて、左の一書を長崎奉行へ呈した。

長崎御奉行 水野筑後守様 荒尾石見守様 へ

當九月二日〔前文参照〕被仰渡候御口達翻譯左之通奉承知候。〔以下前文を

翻譯し、而してそれを更らに日本語に譯したるものにして、其旨趣は前文と同一なるを以て略す〕

右翻譯及び附屬仕候北亞墨利加合衆國との約定並附録スームピンク

〔船號〕を以、咬啗吧都督職え差送申候間、右は早速和蘭國王え相届ケ

候儀と奉存候。

一 以御蔭右様之御達、我政府え差送候様相成、歡喜至極奉存候。此段私より之御禮

和蘭政府之儀に付、日本高政府之思召、國王承り候はゞ、定て大悅可

仕奉存候。

一 御仁惠之蒙ニ御沙汰、重疊難有仕合奉存候。此段私より之御禮

奉申上候。且又恐多奉存候得共、日本高政府えも、右御禮之儀、

宜被仰立被下度奉願候。

一 右被仰渡之通、和蘭國民事も、北亞墨利加合衆國と取極に相成候。同

様之趣意同様之定にて、向後下田、箱館兩港内にも罷出候儀御免許に相

成候に付ては、主役其外乗組之者共、相守へき掟並港の規定、御沙汰

被下候儀、最肝要之儀と奉存候。左無御座候ては、和蘭人右港え

罷出候節、不心得一處より、規定に背候事には成行申間敷哉と奉存

候。

一 右に付、何卒右規定御達被成下度、謹で奉願候。且又右奉願

候規定、只今滞在之商賣船を以て、我政府之方え差送り方間に合候様之

儀共に相成候はば、別て歡喜之仕合に奉存候。此段謹で奉申上

下田箱館
兩港規定
要求

候。以上。

かひたん どんくる・きゆるしゆす

右之通和解差上申候。以上。

寅九月五日

志 筑 龍 太印
檜 林 榮 七 郎 印

日蘭新關

乃ち此の如くして、日本と和蘭とは、從來の日蘭慣行以外に、新たな關係を生ずるに至つた。但だ和蘭は此の以後に於ても、他の諸強國の後に追隨して、其の均霑に浴するを以て本意としたかの如くであつた。

第十五章 日本帝國海軍の基礎建設せらる

【九四】軍艦蒸氣船注文に關する往復書翰

軍艦注文
申渡

和蘭軍艦スームビンク艦長フアビユスの意見書は、殆んど幕府當局の容るゝ所となり、今や其の意見書に基き、長崎の會所調役、年番町年寄及び和蘭甲比丹キユルチユスに向て、安政元年九月廿日附にて、長崎奉行から、左の如き軍艦蒸氣船注文に關する申渡をした。

會所調役

年番町年寄 え

阿蘭陀かひたん え

軍艦蒸氣船類御用に付、持渡方去丑年(嘉永五年癸丑)申渡候處、歐羅巴州中戰爭有之、當商賣船渡來之頃迄調達行届兼候趣之處、蒸氣船將より、

コルプエ
ツト船打
立

代料渡方

於瓜哇新規打建之儀、委細書面を以申立候付、江府え伺之上、右申立候、捻仕掛蒸氣コルプエツト船貳艘、先爲試新規打立申付候。尤鐵砲玉藥は相除、端船其外右船え附屬可致分は、雜具迄も不殘取揃、一艘に付、代銀凡貳千五百貫目迄之積を以、早々製造、來夏商賣船渡來之砌無相違一持渡可申候。右代料渡方共、志筑龍太、榎林榮七郎を以、追々申達候。通、貳分金銀銅之内を以相渡、八分は脇荷商法之振合に准じ、銀札を以、品物引替可相渡積りに候得共、金銀銅之相場、當節かひたん一己に難取極一趣に付ては、此度申付候、貳艘之分は、前文脇荷之振合に准じ、不殘銀札を以、品物引替引相渡、尤向後打建申付候、分え割渡可申、金銀銅相場之義、左之通相心得、本國政府え申達、來年商賣船渡來之節、委細可申立候。

小判一枚に付 銀六拾五匁替
壹分金壹つに付 同 拾六匁貳分五厘

教師手當
筋

教師學力
の事

貳朱金壹つに付 同 八匁壹分貳厘五毛
壹分銀壹つに付 同 拾六匁貳分五厘
壹朱銀壹つに付 同 四匁六厘二毛五糸
銅壹斤に付 同 五匁七分五厘

右之割合を以、當方之都合次第可相度一候事。

一 軍艦製造並運用其外共、熟練之者連渡方之義に付、蒸氣船將申立候手當筋、類例も無之處、右は昨年中申立置、於本國政府委細相心得候事故、任其意可申旨、龍太、榮七郎を以申立候趣も有之間、改て不申達一候。

尤、捻仕掛蒸氣船類並軍艦製造方且運用法等熟練にて、鐵製（製鐵）並炮術をも兼相心得候者に候得ば、宜、窮理度學之類は、不相辨一候共、不苦候、ま、士分等之内にて相撰可連渡、且船具水夫之類も、熟業之者は、一兩人宛留置候積相心得、爲乗組可連渡一候事。

キユルチ
ニス受書

右之趣得ニ其意、精々入念堅牢に打建、持渡可申候。並、鹿略之義等於有レ之は、積戻申付候儘、惣て御爲筋厚く相心懸取計可申事。右に付て和蘭甲比丹キユルチユスは、九月廿四日附にて、左の受書を出してゐる。

右被ニ仰渡一候御書付之趣、奉ニ承知一候。則、捨仕掛蒸氣コルフエツト船貳艘、附屬之品々相揃、炮玉藥は相除、壹艘貳千五百貫目迄之積を以、日本之爲に打建候様咬啣吧政府え申立候様可仕候。

一 右船は木製に仕、蒸氣船將申立之通、大炮十挺、又は十貳挺備にて、馬百疋力に打建候様可仕候。

一 右コルフエツト船成丈ケ急速に打建、長崎え差廻方之儀、我政府え申立候様可仕候。乍併、來年商賣船一同渡來仕候。義は難ニ相叶一候。打建方之義は、彌入念可申候。

一 代料之内え割合御渡に相成候。銅或は金銀錢相場、唯今決著難ニ相成一

金銀錢相
場の事

候に付、不殘脇荷銀を以、御渡方に相成候趣、我政府え懸合可申候。

一 向後船々御詔に相成候節は長崎御奉行様と、右代料御渡之趣向、前廣御取極可仕候。依レ之銅並、金銀錢之相場何程迄にて、請取候義出來可申哉。當節出帆之船を以、我政府え問合遣可申候。就ては、彼方に

あいて、試候ため、右通用錢壹種壹つ宛、咬啣吧え差送候様仕度候。右答は、究て來年申越候義と奉存候。

一 右コルフエツト船え、右運用方日本人え傳授功者之士官、其外乗組能出候様、是亦我政府え申立候様可仕候。

一 日本人え軍艦蒸氣船製造傳授之ため、熟練之者能出候。義如何可有レ之哉。傳授之ため能出候ても、右入用之諸具相整候。義難レ計故之義に御座候。

一 右傳授之者、御呼越之御趣意に無レ之、乍併コルフエツト船を以、右等

傳授の者
留置の事

之事に功者成もの罷出候様之義と奉承知候。且亦右之者共之内、一
兩人宛も、暫く日本政府え御留置に相成候義も可有之旨、是又奉承知
候。

右之趣、御勘考被成下、思召之程、御沙汰被下候はゞ、可相成一丈ケ、日
本政府之御志望相達候様、我政府へ具に申遣候様可仕候。此段
謹で奉申上候。

かひたん とんくる さゆるしゆす

此の如くして、軍艦蒸氣船新造一件及び其の附節條件は、漸く長崎奉行と和蘭
甲比丹との間に、約束が成立した。

【九五】 和蘭より蒸氣軍艦を寄贈す

海軍創立
の必要を
感ず

スチームピ
ング目的
航達し

以上記載したる所によりて、如何に幕府が海軍創立の必要を感じ、蒸氣船及び
帆走船の購入且つ建造を、和蘭に依頼し、又た出島商館長、和蘭甲比丹
クル・キユルチユスの意見に従ひ、海軍傳習生の教育をも、和蘭人に託せんと
したるかを知るであらう。

又た和蘭政府では歐洲戦亂に付き、軍艦讓渡を不可とし、取り敢へず大蒸氣船
一隻を購求、若しくは建造し、船舶操縦の練習に充てしめんとし、之を幕府に
報じ、且つ米國露國の日本に對する要求及び其の模様を詳にし、和蘭も亦た
之に均霑せんが爲めに、千八百五十四年(嘉永七-安政元)海軍副大尉フアピユス指
揮の下に、蒸氣軍艦スームピク號を派遣したるかを知る可く、而して同艦は
同年八月廿二日(安政元年七月廿八日)長崎に著し、日露條約締結の始末を詳にし、
且つ和蘭が之に均霑するの宣明を、幕府當局より得、而して出島商館長、甲
比丹ドンクル・キユルチユスと合議の上、新船をバクビヤに於て建造する事、
海軍教官の待遇、教授課目及び方法等に関し、長崎奉行と協議を遂げ、同年十

蒸汽船操縦方教授

月、バタビヤに歸航したるを知るであらう。而してフアビュスは又た和蘭國王から將軍への進物として、電信機を齎らし、且つ長崎に碇泊中、長崎奉行の需に應じて、長崎地役人及び佐賀藩士等約二百人に、蒸汽船の操縦方を教授した。

スームビンク艦再来

斯くて安政二年七月(我が六月)スームビンク艦は、ヘデー艦と共に、再び長崎に來り、フアビュス大尉は、同年十月五日(我が八月二十五日)和蘭政府の名によりて之を幕府に贈つた。幕府は乗組の海軍中尉ベルス・レイケン以下、士官、下士、水夫、火夫等二十二人を教官として雇入れ、該船を練習用に使用した。以下其の蒸汽軍艦贈與に付て、少しく記するであらう。

キユルチユス書簡

安政二年六月十一日附もて、和蘭甲比丹兼領事キユルチユスは、長崎奉行水野筑後守、荒尾石見守に當て左の書翰を送つた。
一 北亞墨利加合衆國と日本政府御取極之書面寫、其外右附屬之書面寫、並にかひたんえ被仰渡一候御書付、和蘭國王政府え首尾能相達申候。

キユルチユス領事となる

一 私儀かひたんの勤方、政府之趣意に相叶候由申參、喜悅之義に奉存候。國王満足之意を徴し、リツドル、フアン、デ、オルデ、フアン、デン、ネードルランツ、レーウ(身分之儀)にて、猶かひたん職相勤罷在、日本に於て、ネードルランツ、コミサアリス(和蘭領事官)と相名り、船將之官服著用仕候様被レ命申候。

フアビュス以下夫々任命

蒸汽船スームビンク、昨年當港滞在中、右船之指揮役、諸事取計方、是亦同様國王趣意に相叶申候。右スームビンク長崎滞在中、日本政府之御爲相計、猶士官其外之者共も、指揮役一同可ニ相成一丈け日本政府之御望に應じ、有益之教示、傳習等出精仕候義、私より申達候處、右之段國王於ても、満足仕候。

船將次官グ・フアビュス義も、同様リツドル、デル、オルデ、フアン、デン、ネードルランツ、レーウ(身分の儀)に被レ命、猶長崎渡來蒸汽船貳艘之主役被レ命候。

一 外科フアン・デン・ブルック義も、日本政府之御志望に相應じ、種々學術の教示仕候義、私より申達候處、國王大悦仕候。依之リツドル、フアン、デ、エイケンコロン(身分の儀)に被命申候。

一 日本政府於て、和蘭人事は、數ヶ所之港にて、格別蒙御懇惠を、外國人同様御取扱之御趣意に有之候。段被仰渡、國王に於ては歡喜之至に奉存候。

一 日本政府に於て、和蘭國王之政府事御信用被成下候御儀、叮嚀に被仰渡、國王に於ては、心魂に徹し、難有奉存候。

一 日本と和蘭國舊來之因に拘り、懇志之徴相顯し、大日本國并國帝御代、洪福獨立之御儀、國王に於ても奉祈候。

一 右日本政府之御沙汰、國王に於て、別て難有奉存候。段、言葉を以、御禮不申上候得とも、所爲を以御禮奉申上候。

右に付、國王より私え桁々、被命候義御座候。

スームビ
ンダ寄贈

一 右命令被相達候に付、先左に奉申上候。蒸氣船スームピング之義は、日本國帝え、和蘭國王より奉捧候義に御座候。

一 日本國帝え、第三世ウイレルム(王名)プリンス・フアン・オランエー・ナ・スサウ(氏名)和蘭國王ゴロト、ヘルトグ、フアン、リユクセムピユルグ(官名)より獻貢物として、蒸氣船スームピング奉捧候。段言上之爲、御用之義相勤申度奉願候。此後之書面に、日本政府御頼之蒸氣捻仕掛、コルヘツト船之義申上候様可仕候。

而して彼は同時に、又た和蘭國王ウイレルム第三世の油繪肖像をも贈進した。兩書の日附は千八百五十五年七月廿四日にして、我が安政二年六月十一日であつた。

和蘭蒸氣船及國王畫像寄贈の狀

長崎御奉行

荒尾石見守様へ

和蘭かひたん左之通奉ニ申上ニ候。

蒸汽船寄贈

一 和蘭國王第三世ウキルレム、ブリンス、フアン、オランエ、ナツサウ（氏名）ゴロート、ヘルトグ、フアン、リュクセムビユルグ（官名）蒸氣船ゲーデー并スームピング之貳艘、大日本國

え差遣候義は偏奉レ對ニ御當代之國帝に「私之芳志を表候ために御座候。

國王畫像寄贈

一 右は國王之繪像、油繪にて正眞を寫し、奉レ捧候義に御座候。

一 國王之所存は奉レ對ニ國帝「私之芳志を以て王宮より直に士官之者を以て、獻貢物奉レ捧候はゞ都合可レ然御儀と奉レ察候義に御座候。

獻貢物附添

一 右に付獻貢物附添之義、ヨハン、マウリツツ、カラーフ、フアン、レイデン（人名）カームルヘル、エン、スタルメーストル、デス、コーニングス、リツドル、デ、オルデ、フアン、レント、スターニスラス、フアン、リュスランド、オフシール、デル、オルデ、フアン、トールレン、スワールト、フアン、ボルトガル、リツトル、デル、オルデ、イン、テヤマンテン、フアン、ヘット、スワールド、フアン、スウエーデン、リツトル、デル、カラスセ、フアン、デ、オルデ、フアン、デ、コローン、フアン、ウユルテムベルグ、エン、フアン、デ、ローデン、アイデラール、フアン、ブセイスセン、ロイテナント、コロネル（何れも官名）及び隨從として、カール、ヤン、ケイスデルト、バロン、フアン、ハルデンフルツタ（人名）フアン、ベルグアンハグト、エールステ、ロイテナント、デル、ゲレナデール、エン、オルドナンセ、オフレル、デス、コーニングス（官名）に命じ候儀に御座候。

一

右兩人は國王之繪像附添之儀、別段命を請候義にて其外之義は被レ命不レ申候。此書面之趣、日本國帝え言上之節、御用之義も御座候はゞ、相勸申度奉レ願候。且又右繪像右兩人を以て奉レ捧候節は、御場所并取計方如何仕候て可レ然哉。右之當り御沙汰被ニ成下ニ候様奉レ願候。

右之段謹而奉ニ申上ニ候。以上。

千八百五十五年七月廿四日（安政二年六月十一日）

かひたん とんくる、きゆるしゆす

（開國起原）

【九六】 和蘭蒸氣軍艦獻上に付て長崎奉行の上申書（一）

荒尾何書

長崎奉行荒尾石見守は、和蘭より蒸氣軍艦及び國王畫像獻上等に付き、安政二年六月附にて左の如き伺書を江戸老中へ差出した。

蘭船に菓
子野菜を
贈る

汽船献上
申出

去る八日、白帆船貳艘渡來致し候に付、檢使役々並御目付支配向之者共
出船申付、乗込爲ニ相糺一候處、貳艘共阿蘭陀國蒸氣船にて、一艘は昨年渡
來之船將次官乗組居、去月十三日、咬啣吧出船、壹艘は同十二日、同所開帆
致し、御詔品之義に付、渡來之旨申立、依之、高銜島前爲ニ碇卸一質人四
人受取候段は、翌九日刻附宿次を以申上候通、御座候。
右渡來之船々湊、挽入之義等願出候間、諸事昨年之振合を以、願之趣
承届、同日夕刻湊内え挽入、出島え上陸爲致、遠海波來爲ニ慰勞、菓子、
野菜類差贈申候。
且横文字一封、在留加比丹え差越候間、差遣候處、同人より横文字三
通追々差出候に付、和解申付一覽仕候處、去秋北亞墨利加國御條約
書附録共寫御渡相成、かひたんへ被仰渡一候趣、彼國政府へ相達候
處、於ニ國王一不通一難有、且去秋御詔之船は、差支之義有之、製造速
成致兼候に付、旁國王蒸氣船壹艘獻納致し候趣申立、則昨年渡來

國王寫眞
献上申出

候 スームピング附屬之機械砲煩共備付差出、右之外芳志を表し候爲之
由にて、當代國王全體寫眞之畫像獻度、士官兩人相添指渡候に付、差出
方差圖有之度旨申立候に付、勘辨仕候處、蒸氣船之儀は、昨年下田
箱館兩湊え船繫御免被成候御恩待之御趣意心魂に徹し難有、御詔之
船急速打建出來兼候付、同國にて用來候船奉捧候段申立之趣、
御當國之ため、深く心配仕取計候義に可有之、其上軍艦御詔に付て
は、一昨年來水野筑後守より追々申渡置候趣も有之候間、旁御受納
相成候方に可有之、畫像之義は、弘化元辰年献上致し候例も有之候
間、是又御受納相成候ても苦ケ間敷、右請取方等之儀は、先年之振合見合
取計可申、勿論兩様共御下知有之候迄、其儘相待居候様、加比丹え
申渡置候間、否早々御下知御座候様仕度奉存候。
且又右船間數附屬之器械委細相糺差出候様申渡候處、急速調方行
届兼候趣に付、相分次第追て申上候様可仕候。

地役人操
船傳習の
事

渡來船將
滯留命令
の事

一 去秋船々御注文之節、新艦差越候は、運用製造等熟練之もの相撰載
 渡候様申渡置候處、此度渡來之船將は、昨年之船將次官にて、去秋
 中於ニ當地ニ傳法致し候功に寄、昇位仕、此度も傳教致し候心得にて、
 乗渡候哉之趣も相聞候間、尙書面を以、委細加比丹え相尋候處、
 同人も今度褒賞之趣を得、御國地に係り候義は一己にて諸事專斷之任を
 受候に付、右等之義も、如何様共取計可申由申立候付、猶又昨年之通、
 地役人共傳習之義、相尋候處、暫時猶豫致し吳候様申出候。
 右之通昨年兩港御免並軍艦傳習之義取、拔骨折候付、夫々彼國褒賞をあ
 たへ、此度蒸氣船獻上致し候事共、加比丹より差出候横文字之趣、篤
 と勘辨仕候得ば、和蘭國おゐても、厚く心を用、御爲筋大切に存候儀
 に可有之、且蒸氣船御受納相成候上は、昨年傳授候耳にては、未だ修
 行も不修行届、運用出來不仕、殊に船持渡候上は、傳授人連波不申候
 ては、差支候段、昨秋申渡置候趣も有之候間、旁以此度渡來之

滯留手當
の事

船將初滯留被ニ仰付、傳習爲致候は、海軍備之御基本相立、數年之内、當
 今之御趣意貫徹、御國威次第に廓開可仕、其上和蘭之厚志に被對、御
 取用に相成候義にも相當り、一入難有存、愈相勵御用相勤可申と奉
 存候。
 尤傳習之爲、滯留可致者共、人數減少仕候様談判可仕、滯留中手
 當向並取扱振等之事は、昨年中筑後守より蒸氣船將え及ニ談判一候迄にて
 歸帆致し候處、今度加比丹事、國王より種々申付越候趣も有之、追
 追可ニ申立旨申聞候間、傳法之ため滯留申渡候は、同人より申立
 候趣も可有之、其節は手當向之義は、昨秋御差圖之通、惣體にて、四
 萬兩程を限、可成丈御入用相減候様精々示談仕、取扱振之義は、去
 寅(安政元年)閏七月、下田箱館開港之義、和蘭陀え御達之節、被ニ仰渡一候御
 書付之趣、差心得、後弊不相成様取計可申候得共、申立之次第に寄
 候ては、猶其節早便を以申上候様可仕候。

近世日本國民史 五〇〇
以上によりて、如何に和蘭が我國の海軍創設に貢獻する所あつたかを、推察するに餘りありだ。固より和蘭に於ても、單に日本に對して、無私の愛情を傾倒したる譯ではあるまいが、然も彼は少くとも我が舊交を重んじ、それだけの好意を表するに、吝ならなかつた。

【九七】 和蘭蒸氣軍艦獻上に付て長崎奉行の上申書 (二)

長崎奉行荒尾石見守は、以下に於て海軍傳習に付き、左の如く上申してゐる。
一 右製造運用等、傳習を受候に付ては、總督其外之義、昨春中筑後守より申上、御目見以上にて一人、並與力二人、同心四五人、可被差遣一旨被仰渡候處、其後蒸氣船渡來に付、地役人共傳習之趣、猶又同人より申

上候節、右之もの共習熟致し候上は、追て御談之船々持渡候とも、最早別段總督並與力同心等被差遣候には及間敷哉に付、猶其模様申上候様被仰渡候處、去秋地役人共、傳習之義は、僅之日合にて、蒸氣船出帆後は、引續在留紅毛人え申付、製造方無油斷一研究之ものも有之候得共、諸役通熟致し候義には、無之、海軍船備は、不容易一御創制之大業にて、地理、測量、兵備等追々兼學不仕候はでは相成間敷、右之大任重事に當候故、いづれにも、御目見以上にて、性質剛幹不撓、年齢も二十歳前後より三十歳餘、氣力充壯之者、御遊撰有之候方に可有御座、昨年蒸氣船將申立之趣も有之候間、蘭語辨居候者に候はば、別て可然と奉存候得共、此義は是迄心得不申候共、其者心掛次第にて、容易に辨知可仕、兎角氣魄單薄之者にては、半途にて撓み、船備之大事全業成立仕間敷奉存候。

選任方針
に就き

上は、昨年中傳習受候 地役人共少雜、總督之指揮を請、一同精勵爲仕
可申、尤彼方都合次第にて、地役人共傳習之儀は、當節より爲致居候
心得に御座候得共、此度之船將初愈滯留被仰付、傳教爲致候義に候は
ゞ、地役人而已にては、成功全備不仕候 間、前文之通、相當之者御人撰
被遣候義に可有御座奉存候。

船工水夫
等に就き

以下更らに船工水夫等に付て左の如く上申してゐる。
一 船工水夫之義は、昨年中も、當地住居之者共、運用等傳習爲致、少々は
心得居候者有之候得共、兼て御沙汰之通、讃州鹽飽島水夫當地え呼下し候
義、大坂町奉行え申談置候 間、此節三十人程早々差下候 様、彼表え申
遣候。只水夫共御用中御手當向之義は、浦賀表之振合可有之と存及 間
合候處、いまだ伺置候 趣御下知無之旨、彼地奉行より申越候
間、著崎之上訓練取掛り候はゞ、相當の見込を以、其節相伺滯崎中諸賄
向其外之義は、昨年中御下知濟之趣を以取計可申候。

奉行臨檢
諸藩士傳
習に就き

尙ほ以下は、奉行臨檢、諸藩士の傳習其他に就て、上申してゐる。

一 昨年蒸氣船滯港運用傳習有之候節、取締見廻り 旁、筑後守(水野)並
永井岩之丞も、船中え罷越候 振合も御座候 間、此度愈總督以下當地
え被差越傳習致し候節も、同様罷越候 心得に御座候。且松平肥前守
(鍋島齊正)松平美濃守(黒田長博)等も爲見廻一出崎も可致候付、其節尙又船
中見置度旨申聞候はゞ、昨年之振合を以承 届、兩家其外家來之者共、
傳習之義願出候はゞ、是又昨年之振合を以承 届可申候。

汽船注文
に就き

以下汽船注文等の件に付き、上申してゐる。

一 去秋御注文有之候、捻仕懸蒸氣コルヘット船貳艘之義は、來る巳午
(安政四年五年) 兩年に差越可申、右價之義は、一艘に付二千五百貫 目餘には
及申間敷、尤代料渡方之儀は、仕法相立度、加比丹より申出候 間、猶
委細之義承合せ、昨年當方より申達置候 趣に基き、篤と談判之上、其節
之模様申上候 様可仕候。

一 御用其外御誂之品々持渡り候付、當年は阿蘭陀商賣船貳艘渡來可致段、且右之内壹艘は新船にて、當時製造術用相達候ため、長崎へ渡來仕候旨、かひたんより横文字を以申出候。

右は永井岩之丞(目付)共申談候處、同意に付、追々差出候横文字和解四冊相添、此段申上候。横文字は追便宿次之方より差上可申候。以上。卯(安政二年)六月 荒尾石見守

此の如くして海軍傳習の方は、愈よ其の實行に近き來つた。

【九八】 日本帝國海軍創設愈よ具體化す

浦賀にて傳習の意

此の獻上和蘭船の取扱方に付ては、老中から大目付、目付等の評定にもかけた。彼等は「早々浦賀表御呼寄相成候方、江戸近にて萬事御便利も宜彼

長崎を傳習地と定む

方に於ても、格別に難有相心得、且傳習方御經費等も不_レ相懸、時宜に寄、御身柄之役人御見置等にも諸般御都合に可_レ相成」と云ひ、而して「右船將等も、甲必丹常例御目見被_レ仰付候、振合を以、御目見被_レ仰付、夫々拜領物等被_レ下置候は、猶更感佩候義と奉_レ存候」と云ふ答申を呈してゐるが、老中等は之を採用せず、長崎を以て、海軍傳習の地と定めたものと思はる。乃ち七月二十四日附にて、左の如く長崎奉行に達した。

阿蘭陀國王より、蒸氣船其外獻貢いたし候に付、取計方之義、委細被_レ相伺候處、令_レ承知候。蒸氣船其外共御受納被_レ遊候間、其段可_レ被_レ達候。右に付當地より傳習を受候もの、早々被_レ差遣候間、委細之義は、近々相廻にて可_レ有_レ之候事。

とある。斯くて和蘭甲比丹は、其の本國政府から命せられたる領事の職名もて、千八百五十五年九月七日、我が安政二年七月廿六日附にて、フアピユスの書翰に添へ、一書を長崎奉行に呈したが、其中には左の如き文句がある。

領事キユルチユス

士官滞留承認

一 右書面は、スームピング（船號）へ乗組相成候日本人へ要用之傳授仕候ため、相殘候義必用に有之候士官、下等士官、機關方數人之義に付、相認有之候。

一 右傳授仕候面々爰許滞在爲致候義は、私へ任せ有之、何れも日本滞在中は、出島へ住居可仕候。右に付要用之住所は、和蘭商館之入費にて、私取計可申候。

増給料差出を求む

一 右士官其外之者共、和蘭政府より給料請取可申候得共、何れも自分賄方並用事等相辨候處、御當地に於ては、諸色外場所より高價に有之候得共、致し方も無之義に付、何れも給料増方定約不仕ては、相叶不申。就ては右増給料日本政府より和蘭商館へ御價相成候義と奉存候。日本政府に於て、御辨相成候様之書面近々差出可申候。

一 指揮役之書面に有之候通、和蘭政府に於て満足致候様和蘭國と日本と取極、長崎にて和蘭人御取扱振御決著不被下以前は、指揮役傳授之面

フアピユス書簡

面御當地に残し候儀相成間敷、私に於ても、滞在爲致候義、出來がた候。

傳教者殘留の事

と云ふ條件を提出した。而して船將次官フアピユスの書翰中には、國有蒸氣船スームピング日本國帝御請相成候旨、長崎御奉行より御達有之、則最早日本軍船に相成候に付ては、右船に教授として相殘候者之義に付、取極致置候事肝要に有之候。

一 教授者を長崎に相殘候は肝要に有之、既に度々申述候故、最早不レ及申候得共、御奉行所御入用を以、外に捻仕掛コルフエツト船貳艘爲御打建一相成候に付ては、教授者相殘候儀、急度無ニ餘儀一事に有之、右教授者無之候ては、スームピング船も無益に相成、右貳艘も廢物と相成可申、軍船就中蒸氣軍船、功者之乗組無之候ては、其詮もなく、少し之功も無、危き翫物に有之候。

教授者仕事割人別

と云ひ、苟も教授者無ければ、折角の蒸汽軍艦も、無用のみでなく、危険の

翫物に過ぎざる旨を切言してゐる。斯くて彼は日本に在留す可き諸般の教授者の仕事割人別を明記して曰く、

一 右之者共都合二十二人相成候。都て和蘭陀人にて、日本海軍御取立開基之日本人教授方取立方に格別骨折可申候。

乃ち二十二人の和蘭人をして、各海軍創立に關する諸般の教授方を分擔せしめんとの意味合ひだ。

彼は又た其の教授を受くる者に就て斯く云うてゐる。

受教者の事

滯留者自由の事

一 日本御爲筋に付、再度可申述候。スームピング船乗組之外に、既に申立候通、士官見習に可相成家柄幼年之者、御増有之事に候。其爲には能き折にて、今度可ニ居殘ニコマンタントは、至極熟練勤功有之、既に阿蘭陀國に於て、數年學校にて(脱アルカ)幼年之者は、追て士官と可相成一者に候。阿蘭陀海軍に數多熟練之士官有之候は、全此學校有之故に候。此の如く幼年者教育の最も必要なる所以を開陳してゐる。最後には和蘭領事官

の書翰にも明記したる通り、斯く云うてゐる。

一 今一事申述候は、元來武方には、當然之自由有之候者に候得共、此度貴君(和蘭領事)に任可申者共も、素より國有海軍隊に有之候故、右自由を得可申儀は勿論、就ては外和蘭人連も、出島え閉籠らざる様之證據無之内は、右人數殘し置難く、左無之候ては、無ニ心置ニ教授も充分難ニ出來義に有之候。

教授留置と自由交換

教授等は元來武官である。即ち海軍々人である。然も今回は領事の支配に屬するとなつてゐる。されば領事の支配内に於て、一切の和蘭人が、出島以外の長崎に於て其の自由を保障せられざる間は、彼等を日本に残し置くとは出來ないと云ふとだ。要するに是等の教授と、長崎に於ける自由とを交換條件としたものと見ても、差支あるまい。而して和蘭人の申分としては、固より相當であらう。

第十六章 日蘭條約締結

【九九】海軍傳習と和親條約(一)

和蘭側では、海軍傳習と、新條約締結とを、殆んど交換條件とした。即ち和蘭甲比丹兼領事キユルチユスは、七月二十七日附にて、長崎奉行に左の書翰を送つた。

條約締結
請求書

長崎奉行 荒尾石見守様へ

和蘭かひたん領事官申上候。和蘭政府、日本政府之爲、御用相勤候。心得に有之。日本にて海軍取立之爲、要用教授者之儀も、世話いたし度心得に有之。趣、度々申上候儀に御座候。乍併其以前和蘭日本約條取極候儀肝要に有之候。

一 即今差出候は、第一和蘭國日本國約條書草稿、第二右副章、第三和蘭

條約締結
と海軍傳習
と交換

船並其國民長崎來著滞在之規定書草稿、第四右副章。

一 右四通御勘考之上、直様江戸高政府へ御差出被下、可相成一丈時日を經不申様相願候。

一 約條書規定書に相立候取極、日本政府に於て御取用相成候節は、教授者日本に滞在いたし候儀、御受合申候。

一 右相立候取極にて、日本方可然被思召、又は日本政府右之外にも規定相成候は、日本政府全權並拙者勘考相定度所存に有之候。

一 和蘭國王親筆名判を以て、拙者え大全權之任を命じ候。本書差出申候。右之書には、外國事務大臣官之名判も有之ば、江戸高政府御覽之上は、御返却被下度相願候。

一 右様之約條取極は、唯和蘭國日本國に關係いたし候而已に無之、右に因、日本國日本政府平穩之場に至候儀とも可相成一候。

一 右一件可相成一丈速に取計度希候儀尙又申上候。

急速取計
を求む

一 國王蒸氣船チーデ下田港一見後、當所え歸帆、スームピング並國王畫像之儀に付、諸事相濟候上、速に咬啮吧に歸帆可致、依之其節一同約條並規定之取極相濟候儀肝要に有之候。

右恭敬申上候。

曆數千八百五十五年第八月八日 (安政二年七月廿七日)

かひたん 於ニ日本一和蘭領事官 とんくる。きゆるしゆす

而して別紙日本和蘭國和親條約草案は、則ち左の通りである。

第一條

一 和蘭國民事、長崎に於て之フレイヘイト(人たるもの、所行に障無きないふ)は、亞墨利加合衆國と帝國日本と、千八百五十四年第三月三十一日 (安政元年寅三月三日) 神奈川に於て決定に相成候條約及び千八百五十四年第六月十七日 (安政元年寅五月廿二日) 下田に於て取極相成候條約附録に基き、下田箱館之兩港に於て免許に相成候通有之候事。

和親條約草案

此れは米國條約に均霑の意味だ。

第二個條

一 出島は、日本政府より和蘭商館え讓受候事。尤右島中に有之候住家、土藏、花園、町道、塀門並番所、其外是迄商館に拘らざるものも、都て附屬致し、直組之儀は、追て長崎奉行と和蘭領事官と談判可仕候事。此れは出島を和蘭に賣却す可しとのことだ。

第三个條

一 日本政府と於ニ日本一和蘭領事官と談判いたし、規定相立、和蘭船及び和蘭國民長崎滞在免許之趣向を取極可申事。此れは滞在免許に關する規定だ。

第四个條

一 和蘭人日本之控を犯し候は、出島在留之高官之ものえ爲知可有之候。左候得ば、同人をして和蘭政府より其國法通戒可申事。

出島買受の事

領事裁判の事

此れは領事裁判の件だ。

第五个條

一 和蘭人日本人より不都合之取扱を受候ときは、於日本一和蘭領事官より其旨訴、日本重役より吟味の上、日本國法通戒可レ有レ之事。要するに領事裁判、治外法權は、家康時代から、日本に於ては、在留外人に施し來りたるものにて、今更ら新らしき事ではない。

【1007】海軍傳習と和親條約(二)

第六个條

一 若外々日本港津、他之國民之爲に開に相成候はゞ、和蘭國えも直に同様之免許可レ有レ之事。

開港均需の事

此れは開港に付ての均需だ。

第七个條

一 日本在留之和蘭人、自己之宗法を修し候儀は、勝手可レ爲事。此れは信教自由のこと。

第八个條

一 國王軍船之士官、或は其他乗組之内、或は和蘭陸軍之向、於日本一死去致候はゞ、其葬送は和蘭海陸武方之儀式を以可レ致事。

此れは陸海軍人葬送の件だ。

第九个條

一 和蘭人都て相調候品之代、銀札にて相渡、國帝會場(長崎會所を云ふ)に有レ之候、和蘭商館脇荷殘銀之口より、同所に於て相辨し可レ申、右銀札は、於日本一和蘭領事官より、其儀申付置候、商館役人にて名判可レ致事。

此れは購買品代料支拂のこと。

購買品代料支拂

第十條

一、追て規定相立可申儀有之候時は、日本政府之全權と、於日本和蘭領事官と熟考可致事。

此れは條約談判のこと。

第十一條

批准書交換の事

一、此約定を、兩國君承諾可有之候。將又和蘭國王より其爲被任候ミニストル（官名）及び之名判有之候兩國君承諾之書面は、此約條書日付より二年内、於長崎取替可申候。尤第三个條（參照九九）に有之候規定取極之通り、此約條之儀も、直に取掛申度事。

此れは批准書交換の件。

一、爲證據、双方之全權、於長崎府一名判いたし候は、我曆數一千八百五十五年日本曆法

條約副章

以上の條約草案と同時に、其の註脚とも稱す可き副章を添へた。

和蘭國と日本との約條草稿之副章

一、此草稿之初發に、國帝憲明之列祖より、我和蘭國民に賜ひ候信牌之儀に付、書記いたし候。

一、此書記要用に有之候は、和蘭人共え長崎に於て、今新に免許を賜候様之義には無之、右信牌中に有之候免許之大體を、此度完整ならしめ候儀は、條約文面にて照明に可相成一樣と之儀に候。

乃ち新たに免許を獲得するでなく、從前信牌に於て與られたるものを、完整ならしめんが爲めであると云ふことだ。併し事實は、舊信牌の名によりて、新讓與の若干が加味せられてゐるとは勿論だ。

第一條

一、此條副章に不レ及、只心付要用といたし候は、北亞墨利加合衆國と日本之約條取極、并其後出來候附錄取極之儀、和蘭國と日本と約條取極個條之一と相成、且長崎在留和蘭人も、其格合に相成候儀に候事。

日米條約を基準とする事

乃ち日米條約を其の基準とすることを云うてゐる。日米條約に於ける日本の米國に對する讓與は、決して從來信牌にて、長崎に於ける和蘭人の享受したるそれと同一ではない。されば日米條約に準據して、新條約を締結せんとするは、取りも直さず、新たな讓與の下に立たんとするもの。但だ此れは和蘭人として、固より當然の事だ。

第二个條

出島買受
は双方の
便利の

一 此條は出島并其附屬之者とも、和蘭商館え賣渡相成候様と之儀に有之候事。

一 依之出島は、日本領地にて、和蘭商館に相屬候は、假令ば日本にて家居圍圍其人に屬し、矢張日本領地に有之候と同様之儀に候事。

一 和蘭商館え出島賣渡相成候儀は、日本政府之爲にも、和蘭政府之爲にも、至極肝要之儀に有之、出島に就て、日本政府之費勞著しく減じ、緩優に相成可申。左候得ば、和蘭人に於て、當時至極面倒に有之候數多

之規定省略相成可申候事。

一 和蘭船並和蘭國民長崎來著滯在中之儀、規定草稿中に、个條分明に書載有之候事。

以上出島を和蘭に賣渡すとは、日蘭兩國に取りて、双方の便宜なるを云ふ。

【101】海軍傳習と和親條約(三)

第三个條

一 此條に於て、的要之規定は此節差出候規定草稿に有之候事。

第四个條

一 此條に有之取極は、北亞墨利加合衆國之條約中に、同様之儀決定に相成居候儀と符合いたし候事。

規定草稿

最惠約款の事

- 第五个條 このてうまつたたるじのよりあり 此條全く當時之振合と符合いたし 候事。(以上參照 九九)
- 第六个條 このてうのとりきめ 此條之取極は、北亞墨利加合衆國と日本と、神奈川にて之條約第九个條に倣ひ 候事。
- 一 千八百五十四年(安政元甲寅年)九月二日、在勤之長崎奉行目付列坐にて、和蘭かひたん達に、他之國民え差免 候儀は、和蘭國民えも同様免許いたし 候儀、日本政府當然之趣意に有之旨、約諾に相成居り、就て此取極も、條約に載 候儀可然 候事。
- 一 和蘭國は、自己之爲にのみ、格外之免許を受得 候を不希 候儀承知有之度 候事。
- 一 和蘭政府においては、都て外國之人民日本え到 候儀、免され 候より外に、良善之趣向有之之間敷と相考 候。尤 和蘭政府にては、一事たりとも

商法仕組の事

- 外國民に不_レ相背_一儀を、貴重いたし 罷在 候事。
- 第七个條 このてうよくしやう 此條副章に不_レ及 候事。
- 第八个條 このてうちゆう 此條中の要之儀、如何執行 候哉之儀、承知有之度 候は、申述 候様可_レ致事。
- 第九个條 このてう 此條に於て、和蘭商館 商法之仕組、是迄取扱 候通にて、聊變改いたし 候旨趣には無_レ之 候事。
- 一 和蘭人共、諸市店 竝 休息所に立入、御制禁外之品々、店屋にて相調 候儀不_レ苦儀に有之 候に付、現金拂之趣向相立 候事。
- 第十个條 このてうよくしやう 此條副章に不_レ及 候事。

第十一个條

此條副章に不及候。尤條約書規定書並承諾之書面、日本國語に細密に翻譯文も一同、其時和蘭國王之全權に被ニ相渡候は、勿論之儀に候事。

(以上参照 100)

和蘭の待
遇改善運
動

右に關す
るキユル
チニス書
簡

以上は全く條約書草案及び其の註脚にして、其の條約が締結せられたのは、安政二年十二月二十三日であつた。而して上記と同時即ち七月廿七日附にて「和蘭國民、長崎來著滞在 中の規定草按」と其の「副章」とが提出せられてゐるが、それは此には掲載しないとす。要するに和蘭側に於ては、此の機會に於て、從來殆んど屈辱とも云ふ可き取扱に默從したるものを、それぞれ相當の取扱振りに恢復すべく、拔目なく、其の運動をした。されば安政二年九月廿七日附にて、和蘭甲比丹兼領事官キユルチニスは、左の書翰を長崎奉行に呈した。

長崎御奉行

田行自由
權獲得要
求

荒尾石見守様
川村對馬守様

於日本和蘭領事官申上候。私儀差出候條約書并當節申立候取極之第一條に有之候。和蘭國民之是迄御免に相成居候場所え、以來警固人無之出行候儀、緩優御免相成度廉、和蘭政府に於て、實に無餘儀次第に御座候。

一 右之次第は、日本滞在之役人并國民房同様之扱を受候様相見候に付、右廉廢候様、和蘭政府希候儀に御座候。
一 籠居警固之廉廢候儀は、和蘭政府にて申立規定中、最緊要之個條に御座候。

一 右廉廢候儀は、御當方にて、取極規定中、最御難事に御座候儀は、於私も承知仕居候。乍長崎滞在之和蘭人、日本御法度爲ニ相守可申、若御法相犯候者有之候は、不二差置一相戒可申、其段は和

日本法規
背かぬ
事

蘭政府と相心得居、私儀急度御請合申上候間、右御難事は御差省被下度候。

一 依之右緩優之儀無掛念御免許被下度奉願候。且此書面江戸政府御安慮之爲、御差出被下度奉希候。右恭申上候。

於出島一千八百五十五年第十一月六日（九月二十七日）
於日本一和蘭領事官

どんくる・まゆるしゆす

右之通和解差上申候以上

卯九月

品川藤兵衛印
本木昌造印

此れは和蘭側としては、固より當然の要求と云はねばならぬ。

〔1011〕 和蘭條約に關する長崎奉行の上申書

交渉模様
の報告

此際長崎奉行から九月晦日（安政二年）附にて老中に上申したる一書は和蘭側と交渉の模様を、極めて明快に盡してゐる。

和蘭條約書之儀に付申上候書付

荒尾石見守
川村對馬守

和蘭陀甲比丹儀、國王政府之命を受候旨にて、近來亞墨利加其外條約に倣ひ、去月初條約草稿差出候處（參照九九、一〇〇）其頃石見守不快能、又一體之事柄不三容易一廉も有之、一通り申諭候にも、夫々取調不申候ては、行届兼候儀も有之候處、對馬守著崎翌日より英夷應接相始、日夜一同其事に打掛能、在、當月十日、右船不殘退帆仕候後、前書條約引合之儀、加比丹並蒸氣船將より頻に催促仕候に付、可成丈是迄之

加比丹儀
の報告

加比丹催
告の強硬

委に据置候 心得を以、穩に談判 粉骨仕候得共、承諾不仕。
 此れは當然のことだ。若し當時の奉行に水野忠徳がゐたならば、斯る催促を受
 くるが如きとはなかつたであらうが、彼は既に轉役し去つた後の事だ。
 事情を相考候所、近頃海軍御備に付、引續莫大之御調物有之、殊に其筋
 に教示之もの連渡候様被仰付候 場合にて、蒸氣船をも獻貢いたし、右條
 約之儀は、加比丹並蒸氣船將え厚申付越候儀と相見へ、英夷杯之如く、
 我意は不申立候得共、根強く存込居候様子にて、何様申諭候共、
 承伏不仕。

取扱改善
を切望

此れは尤の次第だ。それを申諭さんとするが、第一の間違ひだ。
 殊更ケ一テ蒸氣船出帆を差急ぎ候に付、其儀は勝手次第に候得共、加比丹
 儀、何様にも取計、教示人は相残り候様申談候處、其段は承服仕
 候得共、當人共、是迄之御取扱にては、如何にも窮屈に存、迷惑狩候
 様子故、病氣等申立、歸國之儀申出候様にては、其上をも強て差留候

和蘭最初
の強硬態

儀は、加比丹においても取計兼候旨申立、詰り之處、此期を不失、條約
 取極申度存意と被相察候に付、永井岩之丞、淺野一學(目付)一同厚く談
 判評議仕候處、是迄彼國王も、海軍御備等之儀、何様にも御助力仕
 候心得之旨、追々加比丹申立候趣も有之、夫に相反し候取計も
 仕間敷候得共、蒸氣船將も有之、加比丹一存之取計にも相成兼候
 様子も有之、蒸氣船將は氣早之生質之様にも被存、萬一教示人共召連出
 帆仕候は、近々傳習之向著崎仕候ても、如何にも失體御間缺而已
 ならず、彼國王政府之氣込を失ひ、諸御調物調進方並此上教示人可連渡
 と之儀も、申談兼候場合に至り可申哉と、深く心配仕候に付。
 如何にも其の通りだ。されど和蘭側が日本側に向て、其の氣焰を吐いたのは、
 寛永以來今回が始めてであつたかも知れない。今回は海軍傳習なる大なる交換
 條件を持つてゐたから、日本側でも否應なしに、その要求を聽納せねばならぬ
 次第となつたものであらう。

通延手段

何の通り
決定を求む

通詞共えも厚く申含、品々論談之上、最初差出候五冊之書面は爲ニ引直、別冊條約書之通取極、初個條當地市中附添人無之遊歩之儀、是迄之姿にては虜同様之扱を受候、殊之外相恥候趣にて、今般申立之内、尤緊要之廉故、此儀急速に治定無之候ては、彼方取計も決兼候趣に相迫り、不レ得レ止場合に至り候に付、來月廿六日迄に否相答可申旨取極、私共御目付連名にて、別紙之通書付相渡、外條約は十一月廿三日迄に治定之挨拶可致旨相答、右假取極にて、彼國政府え申立之趣意相立候旨にて、教示人は相殘、蒸氣船將は近々出帆仕候趣に御座候。

幕府及び幕吏の遷延手段も、其の利き目なく、漸く和蘭側よりの督促切迫にて斯くの如く相ひ定つたものであらう。

初個條之儀は是迄之取計振より相弛み候得共、近來外夷御仕向に應じ候ては、和蘭存込も無餘儀一筋にも相聞、其儀に付、加比丹より別番之通書面〔參照 1011〕をも差出、又變革に應じ、不取締無之様取計方も可有御

座と奉存候間、都て伺之通御差圖御座候様仕度奉存候。

尤右之趣は、岩之丞(永井)一學(淺野)とも始終談判にて取計、同意に御座候間、最初甲比丹より差出候條約草稿、其外和解五冊、談判之上取極、條約書、緩優之儀に付、差出候横文字和解共二冊、且私共并一學より差出候假條約書、其外別紙寫共相添此段奉伺候可成丈早々御下知御座候様仕度奉存候。尤蘭文は追て定、使を以差上候様可仕候。以上。

卯(安政二年)九月

覺

和蘭國民え是迄差免候場所え、十月廿二日以後、警固人無之出行候儀可爲ニ勝手次第之旨、伺之通江戶表より御差圖有之候様、精々申立候儀受合相違無之事。

卯九月廿八日

尙ほ別紙に添へたる假條約寫は、十二月に調印したるそれと、同一のものであれば、それを掲ぐる場合に譲るととする。

荒尾石見守
川村對馬守
淺野一學

【一〇三】日蘭和親條約 (一)

和親條約
調印

日本と和蘭との和親條約は、愈よ安政二年十二月廿三日をもて、長崎に於て調印せられ、安政四年八月二十九日批准書交換せられた。日本和蘭兩國、往古より之通誼彌固からしめん爲、御國初に和蘭國え賜りし信牌之旨趣に基き長崎奉行荒尾石見守、川村對馬守、御目付永井岩之丞、淺

日蘭條約
の特色

野一學、和蘭國王之大全權、於ニ日本一和蘭領事官、リッドル、デル、オルデ、ファン、デン、ネードルランツセン、レーウ、メーストル、ヤン、ヘンデリツキ、ドンクル・キユルシユスより決著之取極書。茲に「御國初に和蘭國え賜りし信牌之旨趣に基き」の一句が、他國との條約文に無きところにして、日蘭條約の特色とする一であらう。

第一个條

出行勝手
の事

一 和蘭國民是迄差免候場所え警固人無之、出島より出行候儀、可爲ニ勝手次第第一事。

此の個條が、和蘭人に取つては、當時最も直接の干係あつたものにして、彼等が此件に就て、屢は苦情、不平を訴へ、其の自由を要請したることは、一再でなかつた。

第二个條

犯罪處罰
の事

一 和蘭人日本之掟を犯し候はば、出島在留高官之者え爲レ知可申候。